

(別冊)

事業報告書

平成23年度
(第2期事業年度)

自：平成23年4月 1日
至：平成24年3月31日

独立行政法人
国立国際医療研究センター

独立行政法人国立国際医療研究センター 平成23年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

➤ 独立行政法人国立国際医療研究センターは、平成5年国立病院医療センターと国立療養所中野病院の統合により設立された、国際医療協力の中心的役割を担う我が国4番目のナショナルセンターである国立国際医療センターを基盤にして、平成22年4月独立行政法人移行により、自律的・効率的な運営に取り組んでおります。

➤ 当センターは、研究所、臨床研究センター、センター病院、国府台病院、国際医療協力局及び国立看護大学校の各部門からなり、加えて、研究所には肝炎・免疫研究センター及び糖尿病研究センターを、センター病院にはエイズ治療・研究開発センター、国際感染症センター及び救命救急センターを設置するなど、時代のニーズに対応した機能の拡充を図り、感染症、肝炎・免疫疾患、糖尿病・代謝性疾患などに係る先駆的医療の研究開発と普及、基盤の広い総合医療を中心に高度先駆的な医療の実践と提供、質の高い医療従事者の養成など人材育成、海外における技術協力医療に係る国際協力などを使命としております。

加えて、疾病構造の変化や新たな医療政策に対しても、総合的機能と高度先駆的機能を活用してフレキシブルな対応を行うことも重要な使命としております。

➤ これらの使命の達成に向けて、具体的には次のとおりの取り組みを行いました。

①研究・臨床研究の推進

- 感染症、肝炎・免疫疾患、糖尿病・代謝性疾患を中心に、発生機序の解明等の基礎研究から臨床への橋渡し研究・臨床研究を推進するためのプロジェクト研究などの大型研究に取り組むとともに、バイオバンク事業など開発医療の推進に向けた臨床研究センターの充実強化に取り組んでおります。
- 理化学研究所、早稲田大学をはじめとする関係機関との連携協力など産学官連携の推進に取り組んでおります。

②医療の提供

- センター病院においては、診療機能の充実強化を目指した建替整備に引き続き取り組み、救命救急センターによる全科的総合救急医療の提供とともに、DPC導入準備及び特定機能病院の名称取得など更なる高度先駆的医療の提供に向けた診療機能の向上に積極的に取り組んでおります。
- 国府台病院においては、診療機能の充実強化を目指した建替整備に引き続き取り組み、肝炎・免疫研究センターとの連携に向けた診療体制の強化などに取り組んでおります。
- さらに、優秀な看護師の確保を図り、質の高い看護の提供に向けた両病院の連携体制の構築に取り組んでおります。

③人材育成

- 総合的な医療を基盤とした高度先駆的医療を実践できる質の高い医師の育成を目指した初期・後期臨床研修プログラムにより初期段階から継続的な育成に努めており、特に、初期臨床研修のマッチングにおいて、市中病院中全国1位となっております。
- 高い臨床看護実践能力、臨床看護研究能力を備えた看護師の育成に取り組んでおります。

④国際医療協力

- 開発途上国への専門家派遣や研修生の受け入れなど国際医療協力を積極的に推進するとともに、海外で発生した災害等に対する緊急援助に積極的に参画しております。
- また、政府難民受入事業への協力や検疫所との連携による黄熱病ワクチン接種、海外渡航者に対する保健医療の充実に取り組んでおります。

⑤東日本大震災への対応

- 平成23年3月11日東日本大震災発生直後に災害派遣医療チーム(DMAT)をはじめ、医療チームを合計48隊、延べ250名宮城県東松島市へ派遣し、国府台病院からは、心のケアチームを合計22隊延べ54名宮城県石巻市に派遣しました。
- 今回のような未曾有の大災害においては、短期的な緊急支援だけでなく、長期的な復旧・復興支援が必要となります。このような背景のもと、当センターは東松島市と復旧・復興プロジェクト実施の協定を締結し、協定に基づく息の長い復旧・復興プロジェクトを展開しています。

⑥経営基盤の確立

- 平成22年度の独立行政法人化後、法人としての運営基盤を確実なものとするため、理事会や運営会議による意思決定などのガバナンスやコンプライアンスの充実強化、業務運営の効率化及び職員の意識改革を重点的に取り組み、特に、中期計画で定めた収支相償の経営を目指した経営改善をより強力に進め、自律的・効率的運営に取り組んでおります。

- 今後、当センターの機能をさらに発揮していくために、バイオバンク事業などの開発医療の推進、プロジェクト研究等の推進、肝炎・免疫研究センターの充実強化、感染症診療体制の更なる強化、診療機能の拡充及び安定的な経営基盤の確立など当センターに求められている役割を達成すべく、より一層の取り組みを行うこととしております。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患であって、その適切

な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの（以下「感染症その他の疾患」といいます。）に係る医療並びに医療に係る医療協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条」

② 業務内容

当法人は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

③ 沿革

平成22年4月 独立行政法人として設立

④ 設立根拠法

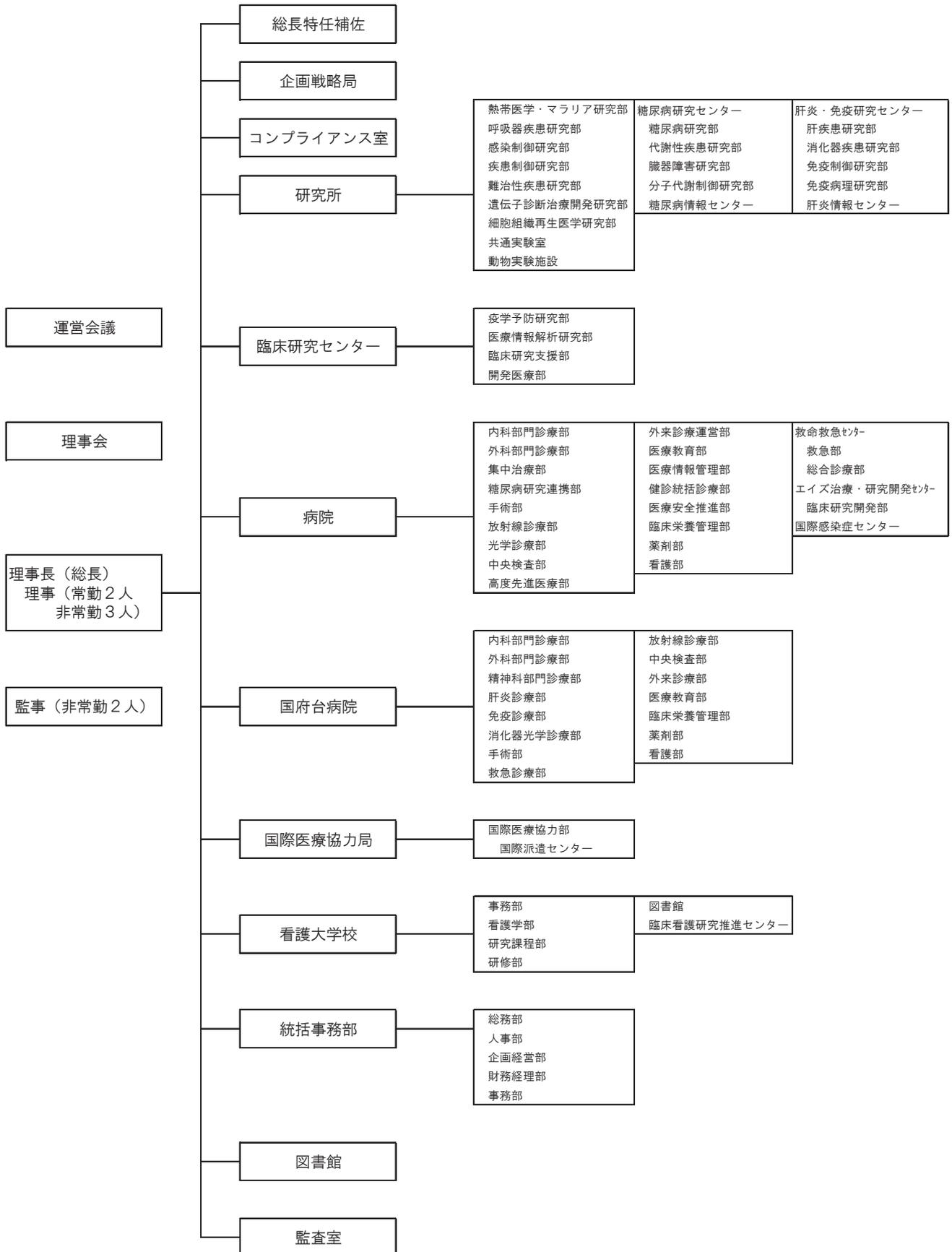
高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
(平成20年法律第93号)

⑤ 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣（厚生労働省医政局国立病院課）

⑥ 組織図

平成24年5月1日現在



(2) 住所

研究所、病院、国際医療協力局、統括事務部

：東京都新宿区戸山 1-2-1-1

国府台病院、事務部 ： 千葉県市川市国府台 1-7-1

国立看護大学校 ： 東京都清瀬市梅園 1-2-1

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	67,888	0	0	67,888
資本金合計	67,888	0	0	67,888

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 役員の状況

(平成 24 年 4 月 1 日現在)

職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	春日 雅人	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日		平成 20 年 4 月 国立国際医療センター 研究所長 平成 22 年 4 月 (理事)
理事	木村 壯介	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	病 院	平成 20 年 4 月 国立国際医療センター 戸山病院長 平成 22 年 4 月 (現職)
理事	上村 直実	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	国府台病院	平成 22 年 4 月 国立国際医療研究センタ ー国府台病院長 平成 22 年 4 月 (現職)
理事 (非常勤)	門脇 孝	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	医療及び研 究システム 改革	平成 23 年 4 月 東京大学医学部附属病院 長 平成 22 年 4 月 (現職)

理事 (非常勤)	菅原 哲朗	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	法務及び労 務	昭和 50 年 4 月 キーストーン法律事務所 弁護士 平成 22 年 4 月 (現職)
理事 (非常勤)	満屋 裕明	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	臨床研究	平成 9 年 4 月 熊本大学大学院生命科学 研究部教授 平成 24 年 4 月 (現職)
監事 (非常勤)	水嶋 利夫	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日		平成 16 年 5 月 前新日本有限責任監査法 人理事長 平成 22 年 4 月 (現職)
監事 (非常勤)	塩原 修蔵	自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日		昭和 53 年 4 月 塩原公認会計士事務所 公認会計士 平成 22 年 4 月 (現職)

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成 24 年 1 月 1 日現在において 1,573 人（前期末比 66 人増加、4.4%増）であり、平均年齢は 38.0 歳（前年 38.1 歳）となっております。

このうち、国等からの出向者は 6 人、民間からの出向者は 0 人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産	19,282	流動負債	10,672
現金及び預金	13,139	運営費交付金債務	952
医業未収金	4,888	一年以内返済長期借入金	986
棚卸資産	331	買掛金	1,288
その他	923	未払金	5,281
固定資産	79,503	一年以内支払リース債務	857
有形固定資産	77,635	賞与引当金	835
無形固定資産	1,853	その他	474

投資その他の資産	15	固定負債	20,626
		長期借入金	17,342
		リース債務	1,982
		環境対策引当金	27
		その他	1,275
		負債合計	31,298
		純資産の部	金額
		政府出資金	67,888
		資本剰余金	2,282
		繰越欠損金	△2,683
		純資産合計	67,487
資産合計	98,785	負債純資産合計	98,785

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 損益計算書 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

	金額
経常費用 (A)	34,319
業務費	32,761
人件費	15,580
減価償却費	3,537
その他	13,645
一般管理費	1,202
人件費	1,017
経費	104
その他	81
財務費用	282
その他経常費用	73
経常収益 (B)	32,472
運営費交付金収益等	6,800
自己収入等	25,449
その他経常収益	224
臨時損益 (C)	△86
当期総損失 (B-A+C)	△1,932

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③ キャッシュ・フロー計算書 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	2,235
人件費支出	△16,591
運営費交付金収入等	7,527
自己収入等	25,021
その他収入・支出	△13,722
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△1,953
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△592
IV 資金増加額 (又は減少額) (D=A+B+C)	△310
V 資金期首残高 (E)	7,449
VI 資金期末残高 (F=D+E)	7,139

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

④ 行政サービス実施コスト計算書 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	8,814
損益計算上の費用	34,412
(控除) 自己収入等	△25,598
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	704
III 損益外減損損失相当額	94
IV 損益外除売却差額相当額	0
V 引当外退職給付増加見積額	74
VI 機会費用	695
VII 行政サービス実施コスト	10,381

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
医業未収金	: 医業収益に対する未収金
棚卸資産	: 医薬品、診療材料、給食用材料等
有形固定資産	: 土地、建物、医療用器械等
無形固定資産	: ソフトウェア、電話加入権、特許権等

投資その他の資産	: 破産更生債権等
運営費交付金債務	: 国から各業務に係る運営費交付金を受領した際に債務として整理する勘定
一年以内返済長期借入金	: 長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来する分
買掛金	: 医薬品、診療材料、給食材料に係る未払債務
未払金	: 買掛金以外の未払債務
一年以内支払リース債務	: リース債務のうち1年以内に支払期限が到来する分
賞与引当金	: 支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に対する引当金
長期借入金	: 財政融資資金、銀行などからの借入金であって、当初の契約において1年を超えて最終の返済期限が到来するもの（一年以内返済長期借入金に該当するものを除く）
リース債務	: ファイナンス・リース取引に係る未払債務（一年以内支払リース債務に該当するものを除く）
環境対策引当金	: 将来支払われるP C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分等に備えて設定される引当金
政府出資金	: 政府による出資金
資本剰余金	: 国から交付された施設費や補助金等を財源として取得した償却資産及びその資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額
繰越欠損金	: 業務に関連して発生した欠損金の累計額

② 損益計算書

業務費	: 独立行政法人の業務に要した費用
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
財務費用	: 利息の支払や、債券の発行に要する経費
運営費交付金収益等	: 国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	: 診療収入、受託研究収入などの収益
臨時損益	: 固定資産の売却損益、災害損失等が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：

独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー：

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：

増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用：

独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト：

独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額：

償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額：

独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外除売却差額相当額：

償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産を除却した際の除売却差額相当額

引当外退職給付増加見積額：

財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している）

機会費用：

国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成 23 年度の経常費用は 34,319 百万円となり、前年度と比較して 2,400 百万円増(7.5%増)となっています。これは、前年度と比較して、業務費が 2,438 百万円増(8.0%増)、一般管理費が 55 百万円減(4.4%減)、その他経常費用が 17 百万円増(5.0%増)となったことが主な要因です。

(経常収益)

平成 23 年度の経常収益は 32,472 百万円となり、前年度と比較して、607 百万円増(1.9%増)となっています。これは、前年度と比較して医業収益が 1,410 百万円増(6.2%増)、運営費交付金収益が 994 百万円減(12.9%減)となったことが主な要因です。

(当期総損益)

経常損益△1,847 百万円に臨時損益△86 百万円を計上した結果、平成 23 年度の当期総損益は△1,932 百万円となり、前年度と比較して 1,182 百万円減となっています。

(資産)

平成 23 年度末現在の資産合計は 98,785 百万円となり、前年度末と比較して 1,766 百万円増(1.8%増)となっています。

(負債)

平成 23 年度末現在の負債合計は 31,298 百万円となり、前年度末と比較して 4,448 百万円増(16.6%増)となっています。これは、前年度末と比較して固定資産の取得等による未払金が 2,945 百万円増(126.1%増)、運営費交付金等により取得した固定資産にかかる資産見返負債が 1,043 百万円増(566.0%増)が主な要因です。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 23 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 2,235 百万円の収入となり、前年度と比較して 529 百万円の減(19.1%減)となっています。これは、前年度と比較して医業収入が 5,349 百万円増(29.1%増)、運営費交付金収入が 941 百万円減(11.1%減)、人件費支出が 2,326 百万円増(16.3%増)、材料の購入による支出が 1,665 百万円増(25.9%増)となったことが主な要因です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成 23 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは 1,953 百万円の支出となり、前年度と比較して 11,405 百万円の支出減(85.4%減)となっています。これは、前年度と比較して有形固定資産の取得による支出が 2,121 百万円減(37.0%減)、定期預金の戻入による収入が 7,600 百万円増となったことが主な要因です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 23 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 592 百万円の支出となり、前年度と比較して 18,635 百万円の収入減(103.3%減)となっています。これは、前年度と比較し

て金銭出資の受入による収入が15,744百万円減(100%減)、承継資産の回収による収入が3,794百万円減(99.3%減)となったことが主な要因です。

(注) 当法人は平成22年4月1日に発足しました。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
経常費用	31,919	34,319
経常収益	31,865	32,472
当期総損失	△750	△1,932
資 産	97,019	98,785
負 債	26,850	31,298
繰越欠損金	△750	△2,683
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,764	2,235
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,357	△1,953
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,043	△592
資金期末残高	7,449	7,139

(注) 当法人は平成22年4月1日に発足しました。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

(区分経理によるセグメント情報)

平成23年度の事業損益は△1,847百万円となり、前年度と比較して1,793百万円減(3,330.5%減)となっております。これは、業務収益が1,415百万円増(5.9%増)、運営費交付金が994百万円減(12.9%減)、業務費用が2,438百万円増(8.0%増)となったことが主な要因です。

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
研究事業	△23	△54
臨床研究事業	136	△206
診療事業	154	△458
教育研修事業	△466	△688
情報発信事業	14	△28
国際協力事業	106	△10
国立看護大学校事業	125	27
法人共通	△98	△430
合 計	△54	△1,847

(注1) 当法人は平成22年4月1日に発足しました。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

(区分経理によるセグメント情報)

平成23年度の総資産は98,785百万円となり、前年度と比較して1,766百万円増(1.8%増)となっております。

表 総資産の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
研究事業	2,350	3,574
臨床研究事業	354	868
診療事業	74,036	75,387
教育研修事業	633	1,379
情報発信事業	211	176
国際協力事業	179	165
国立看護大学校事業	4,170	4,076
法人共通	15,085	13,160
合 計	97,019	98,785

(注1) 当法人は平成22年4月1日に発足しました。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

④ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成23年度の行政サービス実施コストは10,381百万円となり、前年度と比較して313百万円減(2.9%減)となっております。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
業務費用	9,072	8,814
うち損益計算書上の費用	33,438	34,412
うち自己収入	△24,366	△25,598
損益外減価償却累計額	676	704
損益外減損損失相当額	49	94
損益外除売却差額相当額	0	0
引当外退職給付増加見積額	101	74
機会費用	796	695
行政サービス実施コスト	10,694	10,381

(注1) 当法人は平成22年4月1日に発足しました。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

国府台病院肝炎・免疫センター整備その他工事

（取得価格 4,418 百万円）

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

教育研修棟新築工事

新棟第 2 期整備その他工事

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

・放射線棟の除却

（取得価格 38 百万円、減価償却累計額 1 百万円、減損損失 37 百万円）

・保育所の除却

（取得価格 8 百万円、減価償却累計額 1 百万円、減損損失 7 百万円）

・MR I 棟の除却

（取得価格 13 百万円、減価償却累計額 0.3 百万円、減損損失 12 百万円）

・三鷹宿舎 1 号の除却

（取得価格 15 百万円、減価償却累計額 4 百万円、減損損失 11 百万円）

・三鷹宿舎 2 号の除却

（取得価格 6 百万円、減価償却累計額 1 百万円、減損損失 5 百万円）

(3) 予算・決算の概況

（単位：百万円）

区 分	平成 2 2 年度			平成 2 3 年度		
	予算額	決算額	差額	予算額	決算額	差額
収 入						
運営費交付金	8,455	8,455	0	7,514	7,514	0
施設整備費補助金	742	0	△742	1,004	78	△926
長期借入金等	700	0	△700	2,500	700	△1,800
業務収入	19,383	19,938	555	26,300	25,120	△1,181
その他収入	17,910	19,808	1,899	7,772	7,642	△130
計	47,190	48,201	1,011	45,090	41,054	△4,037
支 出						
業務経費	27,116	25,275	△1,841	30,974	30,054	△919
施設整備費	15,431	5,731	△9,700	8,256	3,627	△4,629
借入金償還	326	326	0	615	615	0
支払利息	305	289	△16	282	283	0

その他支出	1,813	1,531	△282	762	6,785	6,023
計	44,991	33,152	△11,839	40,888	41,363	475

(注1) 当法人は平成22年4月1日に発足しました。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間終了年度における一般管理費(退職給手当を除く。)を、平成21年度に比して、15%削減することを目標としています。この目標を達成するため、平成23年度においては、職員へコスト意識の徹底を図り、徹底的に無駄遣いを排除し経費削減を図ることを目指した業務運営に取り組み、業務の見直し等による委託費の見直し等の措置を講じた結果、平成23年度において削減目標である15%を上回る19.1%(150百万円)の節減を行ったところです。

(単位：百万円)

区分	前年度	当中期目標期間			
	平成21年度	平成22年度		平成23年度	
	金額	金額	比率	金額	比率
一般管理費	783	674	86.0%	634	80.9%

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は32,472百万円で、その内訳は、運営費交付金収益6,724百万円(収益の20.7%)、補助金等収益35百万円(0.1%)、診療報酬等の自己収入25,415百万円(78.3%)となります。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 研究事業

研究事業は、感染症その他の医療に関する国際的研究・開発を推進する事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金1,101百万円、その他15百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等1,170百万円となっています。

イ 臨床研究事業

臨床研究事業は、治療成績及び患者のQOLの向上につながる臨床研究及び治験等を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金1,826百万円、研究収益648百万円、寄付金収益等75百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等2,755百万円となっています。

ウ 診療事業

診療事業は、感染症その他の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療を提供する事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、医業収益 24,261 百万円、運営費交付金 163 百万円、補助金等収益 35 百万円、寄附金収益等 79 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費 24,706 百万円、財務費用等 289 百万円となっています。

エ 教育研修事業

教育研修事業は、感染症その他の医療に対する研究・医療の専門家（看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。）の育成を積極的に行う事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 1,737 百万円、研修収益等 79 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費 2,504 百万円となっています。

オ 情報発信事業

情報発信事業は、研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金等 190 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 219 百万円となっています。

カ 国際協力事業

国際協力事業は、海外へ技術者を派遣し医療に係る国際協力に関する調査及び研究並びに技術者の研修を行う事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 556 百万円、研修収益等 21 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 586 百万円となっています。

オ 国立看護大学校事業

国立看護大学校事業は、国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 568 百万円、教育収益等 280 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 822 百万円となっています。

以上

<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p>
<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項 センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p>	<p>1. 研究・開発に関する事項</p>
<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進 高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を志向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 研究所等と病院が、それぞれの専門性をふまえた上で情報や意見交換の場を設ける</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 それぞれの専門性を踏まえた上で、情報交換や意見交換を行い、相互の連携を</p>	<p>(1) 臨床を志向した研究・開発の推進</p> <p>① 研究所と病院等、センター内の連携強化 1. 研究所と病院の連携強化 臨床の場に基礎医学の成果を持ち込む「開発医療」の推進のため、臨床研究センターを改組し、開発医療部を平成24年1月に新設した。開発医療部の知財開発室が、研究所各部にヒアリングを行い、臨床応用が見込まれるシーズの洗い出しを</p>

	<p>る事により相互の連携を図る。また、基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備する。これにより、研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施する。</p>	<p>図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤の整備を行う 	<p>行った。</p> <p>2. 臨床研究推進のための基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月、臨床研究センター長（非常勤理事併任）に抗HIV薬の開発で有名な満屋裕明氏を迎え、臨床研究支援体制の強化を行った。 臨床研究部にシニア発掘と臨床への応用を推進するため、開発医薬部を平成24年1月に新設した。 臨床研究相談体制の強化の一環として、副師長級の看護師1名が看護部から臨床研究支援部に配置転換され、看護研究支援に取り組んでいる。 多施設共同研究のデータマネジメントを行う JCRAC データセンターでは、業務受託の手順を整え、系統的な SOP（標準作業手順書）を整備した。 患者レジストリとして、Data Warehouse (DWH) を活用する体制の整備が図られた。試用期間を設定して運用上の課題を検討し、利用者からのフィードバックを求めシステムの修正を行った。 国府台病院に「臨床研究・治験センター」を設立し、国府台病院を中心に行う臨床研究や治験を支援する体制を整備した。そして患者背景を中心としたデータベースを作成し、平成24年3月末時点でのデータベース登録数は2,154症例に達した。また救急診療を行う中で、臨床研究におけるデータ登録をリアルタイムに行えるシステムに新しい機能を追加し改修した。さらに臨床研究にも応用可能性のあるメンタルヘルス診療支援システムを開発した。
<p>② 産官等との連携強化</p> <p>「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するとともに、情報発信の仕組みを構築し、関係業界等との協議の場を設ける。</p> <p>これにより、開発初期の臨床研究の外部機関等との共同研究数を毎年10件以上とする。</p>	<p>② 産官等との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するための情報発信の仕組みを検討し、関係業界等との協議の場を設け、連携体制を備える。 開発初期の臨床研究について外部機関等との共同研究数を10件以上とする。 	<p>② 産官等との連携強化</p> <p>1. 企業、大学等の研究機関との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度より継続している、早稲田大学理工学部との間で、研究者同士の交流のための会合（WANOの会）を継続している。WANOの会は、平成23年度に1回（11月29日）開催され、若手研究者の研究発表会を行った。また、WANOの会から拡大した取り組みとして、医療化学懇談会も継続された取り組みとして行われており、平成23年度は、5月20日、7月15日、10月30日にNCGM、早稲田大学、化学/医学関連企業合同の会合を開催した。 なお、平成23年度には早稲田大学との包括協定締結に向け大学本部との間で協議を開始することとしている。また、理化学研究所との間で、昨年度に行った研究シーズに関する意見交換会の結果、当センターの1つのシーズを基にして共同研究にこぎ着けることになった。 治験環境の整備として、契約方法の変更や治験等依頼者を対象とした説明会の開催を行った。これらにより平成23年度治験及び製造販売後臨床試験の新規受託件数は22件まで増加した。また治験に係る人材の育成活動として、薬学部学生に対する長期病院実務実習を実施した。更に、医薬品開発関連業務への就職を希望する学生を対象とした専門コースの学生を受け入れ、11週間の特別実習を行った。 <p>2. 外部機関等との共同研究</p> <p>開発初期の臨床研究について、民間との共同研究は13件、大学との共同研究は1件、民間・大学と当センターの3者で行っているものは6件ある。</p>	
<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究開発費の評価委員会を設置し、企画・評価体制の充実を図る。 	<p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備</p> <p>1. 研究開発費評価委員会の設置</p> <p>研究開発費の評価にあたっては、独立行政法人化後、新たに全て外部委員からなる委員会の編成を行った。その際、事前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離し、国の研究開発評価に関する大綱的指針に準拠するように運営を行っている。委員会において適切な評価ができるよう、国際医療協力分野と疾病研究分野と疾病研究分野とそれぞれの分野の専門家を配置し、大型研究の採択に当たるプロジェクト研究評価委員会には、大学で大型研究を取り扱うことの多い医学研究者を配置した。なお、評価に当たっては、配点基準を示して点数化し、客観的な評価に努めている。</p> <p>また、事後評価及び中間評価の結果のうち、次年度の採択に有用な情報は共有できるよう、事前評価委員会に連絡する体制をとっている。</p>	

<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるため、知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理する。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 ・ 職員に対し、知財に関する相談・説明会を開催するとともに、知財に関する相談・管理体制の充実に向け検討委員会を開催する。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 1. 知的財産に関する説明会開催及び相談体制の整備 職員の知財に対する理解と意識を高めるため、全職員を対象に知財に関する説明会を平成23年9月及び平成24年1月に開催した。 センター内の知財に関する管理体制を強化するため、知財開発室長（知財管理マネージャー兼務）、知財事務担当者各1名を専属で採用した。彼らを中心に、センターの知財関連担当者が合計6回連絡会議を開いて、発明案件や知財体制について検討を行った。また厚労省傘下の研究型独法の知財管理について、他施設の知財担当者とも意見・情報交換を行った。センターとして弁護士と契約を締結し、知財や各種契約に関するコンサルティング業務につき依頼をした。</p> <p>【発明出願件数】 平成23年度 国内10件（うち企業・大学・研究型独法等との共願9件）、海外11件、 平成22年度 国内4件（企業・大学・研究型独法等との共願）</p> <p>【登録特許件数】 平成23年度 5件</p>
----------------------------	--	--	---

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度実績
<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性・透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究（治験を含む。）を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究に対する薬事・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。</p> <p>このため、治験申請から症例登録（First patient in）までを平均60日以内とする。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究について、病院内で円滑に実施するための基盤の整備を行う。また、治験申請から症例登録（First patient in）までの期間を平均100日とする。 	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>1. 臨床研究推進のための基盤整備</p> <p>病院内で臨床研究を円滑に進めるために、臨床研究センター長の就任を含めた臨床研究センターの整理・体制強化を図り、研究支援部を中心に、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築も含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制が稼働しているところ。さらに前述の通り、開発医・薬部を新設し、研究所におけるシーズと医療現場におけるニーズのマッチングを行っている。</p> <p>また、国際協力医学研究財団が行っていたデータマネジメント業務(JCRAC)を引き継いだ「JCRACデータセンター」についても、昨年度より在籍していたデータセンター長のもと、当センター内の研究のみならず、外部の研究機関の行う研究のデータマネジメントも受託して支援しているところ。</p> <p>【治験申請から症例登録までの期間】 平成24年3月時点で平均90.5日となり、平均100日を達成した。</p>
<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <p>高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。</p> <p>また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>	<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い倫理性・透明性が確保されるよう臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。また、職員の研究倫理に関する講習会を開催するとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。 	<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>1. 倫理委員会における取組</p> <p>倫理委員会は、一般と遺伝子解析研究の2つを設置し、それぞれの委員会に、国の定める各種指針に必要とされる外部専門家を加え、審査を行っている。</p> <p>平成23年度は、定期開催分として、一般10回、遺伝子解析4回を開催した。</p> <p>また、研究に従事する職員の研究倫理の向上を図るため、平成22年度より臨床研究認定制度を設け、平成24年度以降の倫理委員会への申請にあたっては、研究代表者以外の共同研究者を含め、センターに所属する全ての研究実施者に必須の資格とした。本制度に基づき、認定対象講演会を戸山地区で5回と国府台地区で4回開催し、随時ビデオ講習会も2ヶ月に1度程度開催することで、のべ1,216名の参加があった。そのうち2回以上参加することで新たに認定を受けた者は、432名（平成22年度 307名）となった。</p> <p>さらに、臨床研究を行う際には、必ず倫理委員会の審議を必要としており、倫理委員会では、患者・家族への説明文書と同意の取得について検討を加え、倫理委員会の指摘事項を遵守することを条件に臨床研究の実施を許可している。</p> <p>なお、これら倫理委員会の結果については、ホームページで公表している。</p>	<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>1. 倫理委員会における取組</p> <p>倫理委員会は、一般と遺伝子解析研究の2つを設置し、それぞれの委員会に、国の定める各種指針に必要とされる外部専門家を加え、審査を行っている。</p> <p>平成23年度は、定期開催分として、一般10回、遺伝子解析4回を開催した。</p> <p>また、研究に従事する職員の研究倫理の向上を図るため、平成22年度より臨床研究認定制度を設け、平成24年度以降の倫理委員会への申請にあたっては、研究代表者以外の共同研究者を含め、センターに所属する全ての研究実施者に必須の資格とした。本制度に基づき、認定対象講演会を戸山地区で5回と国府台地区で4回開催し、随時ビデオ講習会も2ヶ月に1度程度開催することで、のべ1,216名の参加があった。そのうち2回以上参加することで新たに認定を受けた者は、432名（平成22年度 307名）となった。</p> <p>さらに、臨床研究を行う際には、必ず倫理委員会の審議を必要としており、倫理委員会では、患者・家族への説明文書と同意の取得について検討を加え、倫理委員会の指摘事項を遵守することを条件に臨床研究の実施を許可している。</p> <p>なお、これら倫理委員会の結果については、ホームページで公表している。</p>

<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>これらの研究基盤の強化により、高度先駆的医療の開発やその普及に資する研究・開発を着実に推進すること。</p> <p>具体的な記述は別紙1のとおり。</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p> <p>別紙1参照</p>	<p>(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進</p>
<p>(別紙1)</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>近年におけるグローバル化に伴い、世界規模での新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となっており。</p> <p>このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤として国内外の医療機関、学会との共同研究の一層の推進を図る。</p> <p>また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、次の研究を推進する。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>センターは、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基盤として国内外の医療・研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図る。</p> <p>また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、次の研究を推進する。</p>	<p>(別紙1)</p> <p>1. 重点的な研究・開発戦略の考え方</p> <p>病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基盤として、国内外の医療・研究機関、学会との共同研究、学会との共同研究について一層の推進を図る。</p> <p>・エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センターの機能を活かし、次の研究を推進する。</p>	<p>ア エイズに関しては、①日本人に適した治療法のための研究として多施設による無作為割付け臨床試験(ET study)(厚生労働科研究費エイズ対策研究事業：多施設共同研究を通じた新規治療戦略作成に関する研究、②長期治療を考慮に入れた薬剤耐性出現や薬剤の副作用の研究として多施設による無作為割付け臨床試験(SPARE study)(厚生労働科研究費エイズ対策研究事業)；多施設共同研究を通じた新規治療戦略作成に関する研究)をACC主導で実施、③肝炎合併症患者の最適な治療法の研究などの実施計画に対し自己骨髄移植と併用した自己骨髄細胞移植療法の有効性と安全性に関する研究)。また、この開発費重点研究：肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄細胞移植療法のためのコホート立ち上げや薬剤耐性サバーイランズも実施した。</p>
<p>イ 新興・再興感染症についての研究は、①2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコの中央基幹病院及び連携機関と共同研究体制を構築し、研究活動を展開し、論文発表を行った。②新型インフルエンザ(H1N1 pdm2009)によるNCNMの入院患者を対象とした重症例の検討を行い、国際学会及び論文発表を行った。③高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)肺炎に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1: CT-human H5N1)の継続と強化を推進し、インフルエンザの重症化を招く要因(社会経済因子、環境因子など)を調査・分析し、論文発表を行った。④また、基礎研究として、動物実験からの病理像の解明研究を重点テーマとして研究展開を図り、論文発表を行った。⑤さらに、富士化学工業株式会社と開発中の抗ウイルス薬を使用している基礎研究、臨床研究を可能とした。</p>	<p>イ 新興・再興感染症については、①2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコの中央基幹病院及び連携機関と共同研究体制を構築し、研究活動を展開し、論文発表を行った。②新型インフルエンザ(H1N1 pdm2009)によるNCNMの入院患者を対象とした重症例の検討を行い、国際学会及び論文発表を行った。③高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)肺炎に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1: CT-human H5N1)の継続と強化を推進し、インフルエンザの重症化を招く要因(社会経済因子、環境因子など)を調査・分析し、論文発表を行った。④また、基礎研究として、動物実験からの病理像の解明研究を重点テーマとして研究展開を図り、論文発表を行った。⑤さらに、富士化学工業株式会社と開発中の抗ウイルス薬を使用している基礎研究、臨床研究を可能とした。</p>	<p>イ 新興・再興感染症については、①2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコの中央基幹病院及び連携機関と共同研究体制を構築し、研究活動を展開し、論文発表を行った。②新型インフルエンザ(H1N1 pdm2009)によるNCNMの入院患者を対象とした重症例の検討を行い、国際学会及び論文発表を行った。③高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)肺炎に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1: CT-human H5N1)の継続と強化を推進し、インフルエンザの重症化を招く要因(社会経済因子、環境因子など)を調査・分析し、論文発表を行った。④また、基礎研究として、動物実験からの病理像の解明研究を重点テーマとして研究展開を図り、論文発表を行った。⑤さらに、富士化学工業株式会社と開発中の抗ウイルス薬を使用している基礎研究、臨床研究を可能とした。</p>	<p>イ 新興・再興感染症については、①2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコの中央基幹病院及び連携機関と共同研究体制を構築し、研究活動を展開し、論文発表を行った。②新型インフルエンザ(H1N1 pdm2009)によるNCNMの入院患者を対象とした重症例の検討を行い、国際学会及び論文発表を行った。③高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)肺炎に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1: CT-human H5N1)の継続と強化を推進し、インフルエンザの重症化を招く要因(社会経済因子、環境因子など)を調査・分析し、論文発表を行った。④また、基礎研究として、動物実験からの病理像の解明研究を重点テーマとして研究展開を図り、論文発表を行った。⑤さらに、富士化学工業株式会社と開発中の抗ウイルス薬を使用している基礎研究、臨床研究を可能とした。</p>

<p>係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とそれの水準を明確化及び具体化すること。</p>	<p>体で10%以上の増加を図ることとする</p>	<p>ウ 糖尿病については、発生病因、病態解明につながる基礎・臨床研究を進め、体質や生体指標、心理的背景に依拠した糖尿病の診療を通じて、個人に對する有効な治療のエビデンスを創出するための研究を実施</p> <p>エ 肝炎については、本邦の肝がんの大半を占める肝炎ウイルスに對する治療法の確立を目指すための、研究体制を確立</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を著実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で10%以上の増加を目指す。 	<p>ウ 研究所の臓器障害研究部が行うプロテオームを用いた糖尿病合併症マーカー探索に協力し、対象となる入院患者の検体収集を終了。今後、外来患者に拡大して検体収集を行う予定。研究所の3研究部では、基盤的研究を継続している。糖尿病研究センターとして、診療・研究部門合同で、月1回定期的にセミナーおよび会議を行っている。</p> <p>イ 9月に成果を発表している。また日本糖尿病学会と覚書を交わし、1型糖尿病調査委員会と、日本人1型糖尿病に関する共同研究を開始した。</p> <p>エ センター病院に通院中の合併症を有する2型糖尿病患者を対象に、①内服での血糖管理困難な2型糖尿病患者におけるインスリン一回注射法導入の予後調査、②インスリン治療中の高齢2型糖尿病患者における低血糖発現に関連する因子の検討、③血管障害の進行した2型糖尿病患者における無症候性の冠動脈疾患精査後における治療介入の状況に関する調査を行い、5月の日本糖尿病学会総会で発表された。</p>
<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 感染症その他の疾患の本態解明 科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> HIVの新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関する研究 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究 糖尿病について、発症機序並びに関連遺伝子と生体指標に関する研究 ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子とホ 	<p>ウ 国際保健医療協力に関する研究においては、平成22年度から「国際共同研究基盤整備に関する研究」を開始し、ベトナムバクマイ病院との間で協定を締結するために必要な連携の在り方の方の検討、昨年度に指定を受けたWHO協力センター(WCCC)としての活動内容及び活動計画の策定、さらに、バングラデシュのグラミン銀行やインドネシアのスリアンティンソン病院、ミャンマー保健省、台湾保健省等との連携の在り方やネットワーク構築について研究を実施中である。</p>	<p>エ 国際保健医療協力に関する研究においては、平成22年度から「国際共同研究基盤整備に関する研究」を開始し、ベトナムバクマイ病院との間で協定を締結するために必要な連携の在り方の方の検討、昨年度に指定を受けたWHO協力センター(WCCC)としての活動内容及び活動計画の策定、さらに、バングラデシュのグラミン銀行やインドネシアのスリアンティンソン病院、ミャンマー保健省、台湾保健省等との連携の在り方やネットワーク構築について研究を実施中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> Web of Science で検索される研究論文のうち、平成23年に出版されたものは199編あり、平成21年の161編(23.6%)上回り、10%以上の増加となった。(Web of Science での検索は、暦年ではなくでかできないので、年度ではなく暦年で集計をしている。)
<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 HIVの新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関する研究</p>	<p>2. 具体的方針 (1) 疾病に着目した研究 ① 疾患の本態解明 HIVの新規感染者について、耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析</p>	<p>エ HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を行った。</p>	<p>イ 新興・再興感染症については、インフルエンザ呼吸器感染症の重症化のメカニズムと治療法を解明するため、マウスのインフルエンザ感染重症化モデルの作成と病理像の検討を行った。インフルエンザ呼吸器感染マウスに對して、抗インフルエンザ薬ラニニビルとの投与に加え、サーファクタントを併用すると有意にマウスの生存率が改善することを示した(論文受理)。また、感染死亡マウスの肺のマクロ及びミクロ病理学的解析を行い、びまん性肺胞障害(diffuse alveolar damage; DAD)がマウスの死亡と関連することを示し、論文発表を行った。</p>

<p>② 感染症その他の疾患の実態把握 我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 疾患の実態把握 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態把握を行う。疫学研究により、罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを分析し、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施する。</p>	<p>ウ 糖尿病及びその合併症について、病態解明に関する基礎・臨床研究 エ ウイルスを原因とする慢性肝炎について、病態の進展に関わるウイルス側因子と宿主側因子の解明のため、次世代シーケンサーを利用した研究体制の構築 オ 免疫に関する疾患の病原因解明の基礎となる基礎・臨床研究</p>	<p>ウ 研究所の臓器障害研究部が行うプロテオームを用いた糖尿病合併症マーカー探索に協力し、対象となる入院患者の検体収集を終了した。外来患者に拡大して検体収集を行っている。研究所の3研究部では、基礎的研究を継続している。糖尿病研究センターとして、診療・研究部門合同で、月1回定期的にセミナーおよび会議を行っている。 エ 慢性肝炎について病態の進展に関与する宿主側因子の解明のため、肝炎ウイルスに感染するchimpanzeeと、それ以外のサル種の遺伝子配列を次世代シーケンサーで決定できるように、各種サルのDNAの収集を行い、約30検体の収集が終わった。また、ウイルス側因子を測定するために、各種病態患者約600検体の収集を行った。 オ 免疫に関する疾患の病原因解明の基礎となる基礎・臨床研究について ① 自己免疫性貧血の新規治療標的として、Thymic stromal Lymphopoietin (TSLP) 過剰産生が、CD4+T細胞への直接作用とB細胞活性化から自己抗体産生による貧血へと繋がることを示した。 ② 骨髄増殖性疾患の発症機構として、造血幹細胞の増幅及び機能抑制に関与するLnk/Sh2b3依存性制御系の標的遺伝子Bcl-1を同定し、病態形成機構の一端を明らかにした。 ③ 炎症性腸疾患において、上皮細胞におけるTWEAK/Fn14経路が、TNFaの活性化・重症化機構の中心的役割を果たしていることを新たに見いだした。 ④ 内在性のグルココルチコイドがT細胞の分化に重要なことを明らかにした。</p>
<p>② 疾患の実態把握 新興・再興感染症分野では以下のような取り組みを行った。 ① 2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコ国立胸部疾患センター(INER)及び連携機関と共同研究体制を構築し、メキシコにおいて、発症後抗ウイルス薬投与までに要する日数と肺炎の重症化の関与について検討し、論文発表を行った。また、メキシコにおけるインフルエンザ重症化の社会経済的背景についての検討を行い、論文発表を行った。 ② 当センターにおける新型インフルエンザ(H1N1pdm2009)入院症例の検討を行い、呼吸器症状を有した患者をステロイド投与群と非投与群と比較し、ステロイド投与群で有意に重症であったにもかかわらず、解熱時間および入院日数に差がなかったことを示し、国際学会及び論文発表を行った。 ベトナム国バクマイ病院を中心として、ベトナム北部の19の省病院の協力の下、ベトナムにおける鳥インフルエンザ(H5N1)感染者数の推移と疫学に関する調査、H5N1患者が実際に発生した地域における住民の知覚や行動・環境に関する調査などを行い、論文発表した。 ・ ACCでは、NCGM国際疾病開発費による肝炎グループの研究班に分担研究者として参加し、HIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施した。また、B型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に關し文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。</p>	<p>② 疾患の実態把握 ・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進める。 ・ ウイルス性肝炎の感染状況(特にHIVと肝炎ウイルスの重複感染)やインターフェロン治療に関する実態把握のための疫学研究を行う。</p>	<p>② 疾患の実態把握 ・ 新興・再興感染症分野では以下のような取り組みを行った。 ① 2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザに関して、メキシコ国立胸部疾患センター(INER)及び連携機関と共同研究体制を構築し、メキシコにおいて、発症後抗ウイルス薬投与までに要する日数と肺炎の重症化の関与について検討し、論文発表を行った。また、メキシコにおけるインフルエンザ重症化の社会経済的背景についての検討を行い、論文発表を行った。 ② 当センターにおける新型インフルエンザ(H1N1pdm2009)入院症例の検討を行い、呼吸器症状を有した患者をステロイド投与群と非投与群と比較し、ステロイド投与群で有意に重症であったにもかかわらず、解熱時間および入院日数に差がなかったことを示し、国際学会及び論文発表を行った。 ベトナム国バクマイ病院を中心として、ベトナム北部の19の省病院の協力の下、ベトナムにおける鳥インフルエンザ(H5N1)感染者数の推移と疫学に関する調査、H5N1患者が実際に発生した地域における住民の知覚や行動・環境に関する調査などを行い、論文発表した。 ・ ACCでは、NCGM国際疾病開発費による肝炎グループの研究班に分担研究者として参加し、HIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施した。また、B型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に關し文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。</p>	

<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的予防、診断、治療法の開発に資する研究を推進する。</p> <p>また、既存の予防、診断、治療法に対する有効性の比較等、標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究を推進する。</p> <p>また、高度先駆的予防・診断・治療法の開発の基盤となる、バイオリソースや臨床情報の収集及びその解析を推進する。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に対する高度先駆的予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、効果的な患者教育や国民に対する予防啓発等に関する研究や、新たな治療法の開発に資する臨床研究 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究 糖尿病について、患者個々人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す研究 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究 <p>また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に対する高度先駆的予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究として次の研究を推進する。 <p>ア 肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の実施を申請、平成23年1月に厚生労働大臣からの実施許可を得て、平成23年度に2例実施、また、3例目、4例目に向けたスクリーニングを行った。また、日本人に適した、副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験（SPARE study）を多施設共同無作為割り付け臨床試験として開始、平成23年度に予定の組み入れを終了、経過観察中である</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進</p> <p>ア ACCでは平成22年度の重点研究として肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を計画、厚生労働省再生治療委員会に臨床研究の実施を申請、平成23年1月に厚生労働大臣からの実施許可を得て、平成23年度に2例実施、また、3例目、4例目に向けたスクリーニングを行った。また、日本人に適した、副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験（SPARE study）を多施設共同無作為割り付け臨床試験として開始、平成23年度に予定の組み入れを終了、経過観察中である</p> <p>イ 高病原性鳥インフルエンザA（H5N1）ヒト感染症に対する包括的治療戦略（Comprehensive Therapy for human H5N1:CT-human H5N1）の継続と強化・推進を行った。2012年1月～3月に発生したH5N1死亡例（ベトナム南部）やH5N1疑い例（バクマイ病院）の調査とインフルエンザ重症化に寄与する因子の検討、2009年以降のパンデミック（H1N1）2009による重症肺炎（バクマイ病院ICU）の症例検討、インフルエンザ感染に起因する重症ARDSに対するPMX療法などの臨床研究を行った。</p> <p>ウ 慢性肝炎の診断法として、宿主側因子としては、IL28BとITPAの各々のSNPの測定法を確立した。一方、ウイルス側要因としてHCV core70、91の測定法とHBVのPC、CP測定法を確立したことで、両者を実際の患者で測定に入った。</p> <p>エ センター病院に通院中の合併症を有する2型糖尿病患者を対象に、①内服での血糖管理困難な2型糖尿病患者におけるインスリン一回注射法導入の予後調査、②インスリン治療中の高齢2型糖尿病患者における低血糖発現に関連する因子の検討、③血管障害の進行した2型糖尿病患者における無症候性の冠動脈疾患精査後における治療介入の状況に関する調査を行い、5月の日本糖尿病学会総会で発表した。</p> <p>オ 免疫分野においての診断・検査、治療技術開発として、以下に取り組んだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① アレルギー及び抗腫瘍免疫の標的細胞：IL-5遺伝子座に改変型GFPを組み入れたマウスを作成し、Th2サイトカインIL-5、IL-13を産生する自然免疫系細胞が肺に常在すること、これらがIL-33により活性化され腫瘍転移を抑制することを見出した。 ② 抗炎症作用（マクロファージの炎症性サイトカイン産生抑制活性）をもつケモカイン阻害活性低分子化合物を開発した。 <ul style="list-style-type: none"> バイオリソースの活用について、ナショナルセンターが共同して、収集・管理に当たる仕組みについての検討に沿って、センター内の収集システムを整備することを目的として、平成24年1月に、臨床研究センター内にバイオリソース推進室と中央バイオリソース管理室を設置した。当センターは、総合診療機能を生かして、生活習慣病や感染症を中心としたバイオリソースの構築を構想しており、平成24年度内に倫理委員会での議論を通して、生体試料及び臨床情報の収集が開始できるところを目指している。 臨床情報の収集方法及びその有効な活用法の検討の一環として、病院情報システム（電子カルテ）に実装したデータウェアハウスの活用方法について検討を行い、臨床研究に利用できる環境整備に着手した。
--	---	---	---

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の実績						
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品・医療・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等や臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指す。以下の実現を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究 ・ 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）を含む新興・再興感染症の診断検査薬や治療薬等に関する研究 ・ 糖尿病の医薬品開発に資する研究・肝疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究（再掲） <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の10%以上の増加を図ること。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>感染症その他の疾患に関する研究成果等や安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指す。以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究 ・ 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）を含む新興・再興感染症の診断検査薬や治療薬等に関する研究 ・ 糖尿病の医薬品開発に資する研究・肝疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究（再掲） <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数（倫理委員会にて承認された研究をいう。）及び治験（製造販売後臨床試験も含む。）の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症その他の疾患に関する研究成果等や安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の治験（適応拡大を含む。）の実現を目指す。研究を推進するとともに、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進するため、次の研究を実施する。 <p>ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究</p> <p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p> <p>ウ C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究</p> <p>エ 糖尿病において、医薬品等による有効な治療に関する介入研究</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、国内未承認のカリニ肺炎治療薬のアトバコロンと赤痢アメーバのシスチド除薬であるパロモマイシンを個人輸入にて使用した。</p> <p>アトバコロンは、平成24年に保険認可となった。</p> <p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向け、以下の取り組みを行った。</p> <p>① 新規抗インフルエンザウイルス薬ファアピラビル（富士化学）を用いたH5N1患者への治療効果に対する評価研究（Phase II）を富士化学工業・バクマイ病院－国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として始動した。</p> <p>② 抗ウイルス薬ラニナミビル（商品名イナビル）（2010年9月10日製造承認／第一三共株式会社）の効果的投与方法の検討の為に動物実験を推進し、重症インフルエンザの病態解明及び新規治療法の検討の為に動物実験を実施し、論文作成を行った（論文受理）</p> <p>ウ C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究として、インターフェロン治療の効果予測として、実際の患者でL28BSNP測定を開始した。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定を開始したとして、どれ位の確率で本当に予測可能かの検討を行っている。</p> <p>エ ① 当院通院中の2型糖尿病患者において、入院の上で持続皮下血糖測定を用いてmiglitol及びsitagliptinを段階的に投与し、その効果と安全性を検討する介入研究を終了。英文誌に結果を掲載した。また、② 経口血糖降下薬の有効性に関する研究を遂行している。</p> <p>・ 治験を含む臨床研究の合計実施数は、平成23年度で212件となり、平成21年度214件に比して0.9%減となっている。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>214件</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>260件（対21' 21.5%増）</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>212件（対21' 0.9%減）</td> </tr> </table>	平成21年度	214件	平成22年度	260件（対21' 21.5%増）	平成23年度	212件（対21' 0.9%減）
平成21年度	214件								
平成22年度	260件（対21' 21.5%増）								
平成23年度	212件（対21' 0.9%減）								

(2) 均てん化に着目した研究
 ① 医療の均てん化手法の開発の推進
 関係学会等との連携を図り、臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。
 感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する

(2) 均てん化に着目した研究
 ① 医療の均てん化手法の開発の推進
 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、以下の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。
 ・ HIV・エイズについて、包括ケア及び長期療養に必要なプロトコルの作成
 ・ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかわるガイドラインの作成
 ・ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究
 次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を旨とした研究を実施する

(2) 均てん化に着目した研究
 ① 医療の均てん化手法の開発の推進
 ・ 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討を行う。
 ・ 次の研究を実施することで医療の均てん化を図る。
 ア HIV・エイズについて、包括ケアプロトコルの作成に着手
 長期療養プロトコルの作成のための実態調査に着手
 イ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかわるガイドラインの作成に着手

(2) 均てん化に着目した研究
 ① 医療の均てん化手法の開発の推進

ア HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコルの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコルの作成のための実態調査を行った。

イ 平成20年度以降、肝炎情報センターでは都道府県肝炎患者診療連携拠点病院とのネットワークを活用することにより、医療の均てん化に取り組んでいる。平成23年4月1日現在、ようやく47都道府県に合計70拠点病院の指定が完了したことにより、さらなる進展が期待しうることになった。厚生労働省によって平成23年5月16日付けで策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の中にも肝炎情報センターの果たすべき役割について明記されている。

肝炎情報センターに課せられたミッションには、①インターネット等による最新情報提供（次章に記載）、②拠点病院間情報共有支援（肝炎患者診療連携拠点病院で構成する協議会組織の事務局機能）、③研修機能（肝炎患者診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修の企画・立案・推進）の3つがあるが、特に均てん化に係わる②と③について平成23年度実績を記載する。肝炎患者診療連携拠点病院ならびに肝炎情報センターの活動状況の一部は、平成24年3月2日に厚生労働省で開催された第7回肝炎対策推進協議会において詳細に報告済みである。

【拠点病院間連絡協議会の開催】

- ・ 第1回（平成23年7月15日）：63拠点病院から109名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「肝炎患者相談センター」の認知度をいかに高めるかに関する事例検討、③「B型肝炎訴訟について」（厚労省）を行った。
- ・ 第2回（平成24年1月20日）：65拠点病院から120名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「B型肝炎訴訟について」（厚労省）、③拠点病院事業に関する諸問題（公募）として、「複数設置をしている都道府県の問題点について」、「肝炎患者診療連携拠点病院と自治体との関わりについて（拠点病院へのアンケート調査結果も含めて）」を行った。特に、後者の課題については、平成24年3月2日に厚生労働省で開催された第7回肝炎対策推進協議会において発表した。

【医療従事者向け研修会】

- ・ 医師向け研修会（平成23年7月15日）：56拠点病院から68名参加し、「肝炎総合対策の動向」、「肝臓病教室による情報提供の理念とその現状」、「疾患関連遺伝子のゲノムワイド関連解析（GWAS）とその意義」、「わが国のC型肝炎治療の将来の展望」の4テーマの講演があった。
- ・ 医師、臨床検査技師向け研修会（平成24年1月20日）：64拠点病院から114名参加し、「B型肝炎に係わる諸問題」をメインテーマに、「B型肝炎に関する最新情報」、「免疫学的測定法を用いた肝炎ウイルス検査の現状と問題点」、「HBVゲノタイプA感染の臨床的意義」、「がん化学療法中のB型肝炎ウイルス再活性化のリスクとその対策」の4テーマの講演があった。
- ・ 看護師向け研修会（平成23年12月2日～3日）：55拠点病院から59名参加し、「B型肝炎一知っておきたい最近の話題—」、「インターフェロン治療に伴う睡眠障害および抑うつ症状について」、「進行肝臓治療における看護師の役割」、「ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別等への取り組み」、「肝臓病教室への看護師としての関わり」の5テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク（8グループ）を二日間に亘って行った。

<p>② 情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する</p>	<p>② 情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うため、次の研究等を行う。 ア 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の検討 イ 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する検討</p>	<p>ウ 糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを年度内に作成 エ 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究に着手 オ 次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を目指した研究</p>	<p>・ 肝疾患相談センター相談員向け研修会（平成24年3月17日～18日）：45拠点病院から45名参加し、「肝炎総合対策について」（厚労省）と「B型肝炎訴訟について」（厚労省）、「B型肝炎に関する最新の話題」の4テーマの講演、およびグループワークを二日間行った。グループワークのために、「社会資源の活用と肝炎患者に対する偏見・差別の問題」を盛り込んだビデオを事前に作成し、研修会当日の教材として用いた。</p> <p>ウ 糖尿病研究センター かかりつけ医向けのマニュアルとして「糖尿病標準診療マニュアル（一般診療所・クリニック向け）」を平成22年度に作成し、ホームページに公開し、年に2度の頻度で改訂している。</p> <p>エ 国府台病院（児童精神医療） 国府台病院を中心に地域診療ネットワーク会議を6回（毎奇数月）開催し、支援の必要な地域の子どもの精神的問題に関する情報共有ならびに支援法開発に努めた。</p> <p>オ 人材育成 系統だった教育・研修として、以下のものを実施しており、その教育プログラムの開発・改良に努めているところ。 ① レジデント医師には、感染症や国際協力に特化した専門性の高い研修コースを設置し、運営した。 ② HIV、国際感染症、肝炎、糖尿病などについて、医師等の医療従事者に対する独自の教育プログラムを開発し、受講を募っているところ。 ③ 看護師には、卒後臨床研修として、平成22年度よりローテーション教育を開始すると共に、中堅職員に対しては、保健師助産師看護師等実習指導者講習会を4回開催し、教育レベルの向上に努めた。 ④ 看護大学校では、看護実務に就業しているものへの再教育として、短期研修4コースに加え、認定看護師教育課程「がん化学療法看護」と認定看護管理者教育課程を開講し、系統だった教育・研修システムの確立に努めてきた。</p>
<p>② 情報発信手法の開発 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。 イ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療者向け情報の提供方法等の開発</p>	<p>② 情報発信手法の開発 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。 イ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療者向け情報の提供方法等の開発</p>	<p>② 情報発信手法の開発 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。 イ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療者向け情報の提供方法等の開発</p>	<p>② 情報発信手法の開発 エイズ治療・研究開発センター エイズ医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供として、ACCホームページ上にE-learningサイトを更新、全国の医療者がいつでも何度でも閲覧できるようにしている。 ・ 国際感染症センター 研究活動について、専用ホームページを立ち上げ、国民及び他機関の医療従事者・研究者らに研究を通して得られた情報を広く公開した。 ・ 糖尿病情報センター かかりつけ医向け及び糖尿病専門医向けのマニュアルを平成22年度に作成し、インターネットで公開している。かかりつけ医向けのマニュアルは年に2度の頻度で改訂し、糖尿病専門医向けのマニュアルは随時項目を拡充している。この他にも、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信しており、糖尿病情報センターの平成23年度のホームページのアクセス数は、19万PVであった。 ・ 肝炎情報センター 肝炎情報センターでは平成20年12月にホームページを立ち上げ、インターネットによる最新情報の提供を行っていた。拠点病院の指定状況を紹介するとともに、各自治体における肝炎専門医療機関リストや拠点病院内に設置された肝炎患者相談センターホームページへのリンクを貼ることにし、患者の便宜を図る努力をしている。 なお、一般的な肝炎患（急性肝炎・B型肝炎・C型肝炎・肝硬変・肝細胞がん等）に関するサイトは「一般向け」「医療従事者向け」「肝臓専門医向け」の3つに分け、最新情報への定期的更新を行うことにより、利用者の便宜を図っている。 平成23年3月11日の東日本大震災に際しては、各自治体における肝疾患診療態に関する情報収集を東北・北関東地区の拠点病院事業担当者へ依頼し、その結果を掲載した拠点病院ホームページへのリンクを貼ることで数ヶ月間に亘って情報提供を行った。平成23年度のアクセスページ数は、約66.9万件（1日平均1,829件）であった。平成23年4～9月の前</p>

<p>(3) 国際保健医療協力 国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究 世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。</p>	<p>予防、早期発見、診断、治療、研究に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p> <p>(3) 国際保健医療協力に関する研究 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健協力の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国における感染症制御に必要なシステム、妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかると国内外の人材育成に必要な研究を実施する。 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>て検討</p> <p>(3) 国際保健医療協力に関する研究</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究 ・ 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、次の研究等を行う</p> <p>ア 国際保健動向の情報収集・分析</p> <p>イ 開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集・評価</p> <p>ウ 開発途上国における感染症制御に必要なシステムに関する検討</p> <p>エ 妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策の検討</p> <p>オ 効果的な保健システムの在り方等の検討</p>	<p>半6ヶ月間の月平均が5.4万件、10月～平成24年3月の後半6ヶ月間の月平均が6.7万件と、25%増となっている。</p> <p>(3) 国際保健医療協力に関する研究</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究</p> <p>ア 4月にザンビア、インドネシア、中国、ラオス、11月にバングラデシュ、12月にセネガル、1月にベトナム、カンボジアの保健政策、保健システムの仕組み、保健医療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている派遣課員や国内の課員による現地調査を基に収集・分析し、国際保健協力部ホームページに掲載した。現在、ミャンマー、コンゴ民に関する情報を現地派遣課員が収集、分析中である。また、平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究(22指12)」において、WHO(世界保健機関)総会決議、同西太平洋地域委員会決議内容の分析を実施しており、論文が作成されている。</p> <p>イ 平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究(22指12)」において、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、過去において実施したプロジェクトを含め、それらの情報に関するデータベースの作成に取り組んでいる。</p> <p>ウ 平成22年度から継続して、国際医療研究開発費として「開発途上国における新興・再興感染症サーベイランス(22指7)」の研究を実施しており、主要なところでは、ラオスにおけるB型肝炎母子感染抑制事業の評価として、全国の母子を母集団とするクラスター・サンプリングサーベイを、現地予防接種事業ならびにWHOと協調して実施した。「開発途上国におけるHIV対策の評価及びその改善に向けた研究(22指4)」においては、HIV母子感染予防と小児HIV治療にかかるとコスト分析を行い、HIV感染率の低い地域においても妊婦健診でのルーチン検査を含む母子感染予防対策がコストの面からの有効であることを示した。また、カンボジアにおいてPITC(Provider Initiated Testing and Counseling)では妊婦にHIV教育が十分でない問題点やPITC導入の際でもカウンスリングが重要である点などを示した。「熱帯東南アジアにおける新型インフルエンザH1N1による疾病負担ならびに超過死亡の研究(23指2)」では、ラオス、ピエンチャン首都圏において、2009年のH1N1初発よりも、2010年の秋の第二波が、呼吸器感染の追加感染をもたらしている可能性を示唆した。</p> <p>エ 平成22年度から開始した「開発途上国の新生児・小児ケアにおける質向上のアプローチに関する研究(22指4)」については、モンゴルならびにベトナムで、新生児死亡の基礎データの収集から、前者では新生児早期(生後7日以内)の死亡が多いため、どちらも新生児蘇生のトレーニング導入でアプガースコア等の改善を見ることが明らかになった。妊産婦・新生児・小児保健対策の有効性検証および科学的根拠創出フェイールドの確立に関する研究(23指3)」においては、パッケージとなった母子保健サービスが最終的に有効に人々に届いているか、またその有効性を高めるために必要な要素の記述と分析を実施中である。</p> <p>オ 「開発途上国の公的医療機関における患者中心のサービス実現の方策に関する研究(23指1)」では、複数の対象国(モザンビーク、ブルンジ)において、本アプローチ導入後の評価と事例分析を実施中である(セネガル、マダガスカル、コンゴ民主共和国、ブルンジ)。また、仏語圏アフリカ8か国への5S導入後1年の評価として Good practice の抽出を行い、病院における5S導入の促進および阻害要因を分析中。看護組織強化とサービスの質改善の関係についてマダガスカルとベトナムの事例から分析した。</p>
--	---	---	--

国立国際医療研究センター事業報告書

平成23年度の業務の実績

平成23年度計画

中期計画

中期目標

<p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。</p>		<p>カ 国際保健にかかる国内外の効果的な人材育成の検討</p> <p>キ 国際保健の新しい潮流と今後の展望に関する検討。</p> <p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 ・ 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>カ 「紛争後国家や脆弱国家における保健人材開発制度の確立に関する研究(22指8)」は、保健人材制度の分析フレームワーク(House model)を作成した。このフレームワークをもとにチェックリストとマニュアルからなる人材制度の分析チェックリストおよび質問票(ドラフト)を作成した。フレームワークは2つの国際学会で発表され、PLoS Medicine誌に掲載された。完成した質問票にて、カンボジア、およびコンゴ民で調査を実施した。ラボスでは、フレームワークの中でも「法制度整備」「保健省関連部署の能力」に焦点をあて、過去の「看護助産人材に関する法規策定」に関わった保健省担当者の能力強化に関する質的調査を行った。ベトナムでは「定着」につながる卒業継続教育について調査研究を行った。</p> <p>キ 「国際保健の新しい潮流と今後の展望(23指6)」では、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の目標年2015年以降に重要となる可能性のある保健医療・健康課題を調査・研究した。</p> <p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 「国際共同研究基盤整備に関する研究」は平成22年度に終了したが、同年度よりベトナムバクマイ病院との間で協定を締結し、共同研究を進めるなど、構築されたネットワークを活用した研究が進展している。また、一昨年度に指定を受けた、保健システム開発分野でのWHO協力センター(WCC)としての活動として、ネパールのマラリア対策と保健システムの関わりについて、調査を実施し報告書をWHO西太平洋地域事務局に提出した。WCCとしての契約は2013年まで継続する。</p>
---	--	--	---

2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
<p>2. 医療の提供に関する事項 我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。 また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。 患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の観点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。 地域のニーズに即した質の高い救急医療を提供すること。特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実に行うこと。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項 基本的に病気とは複雑な疾病の複合体であるので、その治療に際しては、高度な専門性と同時に、「ここら」も含まれる様々な側面から患者を診るための総合診療能力、救急医療を含む診療体制、並びに質の高い人材の育成及び確保が要求される。 センターは、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準をさらに向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的医療を提供する。 特に、センターの他の疾患の質の高い医療の提供を行うことにより、医療の標準化を図り、他施設のモデルとなる科学的根拠を集積し、我が国の医療の標準化・均てん化を推進する。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項 (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニタリングに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を提供する。 H5N1鳥インフルエンザ感染症を含む新興感染症に対する治療法の開発を推進する。 C型慢性肝炎患者の薬剤感受性に着目したテララメイド医療の開発を行う。 	<p>2. 医療の提供に関する事項 (1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供 ① 高度先駆的な医療の提供</p> <ol style="list-style-type: none"> HIV・エイズに対する医療の提供 HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニタリングに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を増やしたため、実施数も当初計画より大幅に増加した。 新興感染症に対する治療法開発の推進 新型インフルエンザ (H1N1 pdm2009) によるNCMの入院患者を対象とした重症例の検討を通じた新規治療法の検討を行った。また高病原性鳥インフルエンザ (H5N1) 肺炎に対する包括的治療戦略 (Comprehensive Therapy for human H5N1: CT-human H5N1) の継続と強化を推進し、インフルエンザの重症化を招く要因 (社会経済因子、環境因子など) を調査・分析し、インフルエンザ感染に起因する重症ARDSに対するPMX療法などの臨床研究を行った。 肝炎に対する治療法開発の推進 テララメイド医療の一つとして、インターフェロン治療の効果予測として実際の患者さんでIL28B SNP測定を実施中である。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定が、どれ位の確率で予測可能かの検討を継続している。

	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 糖尿病について生体指標等に依拠した治療を実施する。 センターにおいて実施されている先駆的な医療技術については、先進医療に承認申請を行うことを推進する。 <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。 	<p>4. 糖尿病に対する医療の提供</p> <p>血糖コントロールが不安定な患者などを対象に、連続血糖測定が可能なシステムを活用し、治療方針を策定するというユーザーメイドの糖尿病治療を実施した。本年度で述べ82名に実施した。</p> <p>5. 先進医療・高度医療の推進</p> <p>平成23年度においては、先進医療既存技術2件（内視鏡的大腸粘膜下剥離術、超音波骨折治療法）について実施。さらに、先進医療既存技術2件（実物大臓器立体モデルによる手術支援、IL28Bの遺伝子診断によるインタフェロニン治療効果の予測評価）、先進医療新規技術3件（ハイスピードデジタル撮像による声帯振動の解析、HIV env V3領域のシークエンス解析によるマラリアピロロク感受性検査、チトクロームP450 2B6遺伝子型に基づくエフアピレンツ投与量の調節）及び高度医療新規技術1件（不明熱のFDG-PET/CTによる熱源診断）の申請に向けて準備中。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>1. 科学的根拠に基づく医療の提供への取組</p> <p>日常診療において、エビデンスに基づいた標準的治療が可能となるよう、図書館の電子ジャーナルの整備を進め、診療の合間に電子カルテシステム上からジャーナルを参照できるシステムを整備した。また、平成24年度から国府台地区に移転・整備される肝炎・免疫研究センターの情報システム構築についても検討を行った。</p> <p>また、各科におけるカンファレンスの積極的に取り組み、医療の質の均質化を図った。</p> <p>さらに、最新の知見を得ることのできる機会として、研究所の各種カンファレンスをセンター内で開催し、医師の参画を促すことで最新の研究成果の吸収に努めた。</p> <p>肝炎情報センターでは、全国70の都道府県肝炎診療連携拠点病院を対象とした医療従事者向け研修会を年に4回開催している。肝炎医療に関する最新の知見を各自治体におけるリーダー的立場の医療者と共有する機会を提供することにより、さらに、これらの研修会受講生が各自治体において専門医療機関以下へ最新情報を伝達することを期待している。このシステムを稼働させることにより、全国における肝炎医療の標準化に貢献しうると考えている。</p>
--	---	---	---

	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援</p> <p>患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。</p> <p>このため、患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。</p> <p>また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間180件以上実施する。</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者にとっても安心・安全な医療を提供するため、カルテの開示等の情報公開に積極的に取り組む。 患者のプライバシー保護に努めるため、個人情報保護に関する委員会を開催し充実を図る。 患者に対する相談支援を行う窓口について、支援体制の充実を図る。 セカンドオピニオンを200件以上実施する 	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援</p> <p>1. 適切なカルテの開示</p> <p>厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」に基づき、カルテの開示請求があった場合には適切に開示を行っている。平成23年度においては、センター病院49件の開示を行った。また、速やかに対応するため平成22年度では、常勤職員1名で対応していたところ平成23年度においては、常勤職員1名、非常勤職員1名で対応を行った。</p> <p>国府台病院においては18件の開示を行った。</p> <p>2. 個人情報保護に関する委員会の開催</p> <p>個人情報保護に関する委員会については、平成24年2月23日に個人情報管理委員会を開催し、個人情報保護研修会の開催および個人情報管理体制の強化等について審議した。</p> <p>また、個人情報保護研修会に職員全員の参加が難しいので、ホームページにガイドライン等の注意事項を掲載し、職員全員に注意喚起を行うこととした。</p> <p>3. 個人情報保護研修会の開催</p> <p>個人情報保護研修会については、新採用者231名を対象とした平成23年度採用者オリエンテーション（4月1日～8日）のほか、平成23年8月31日に開催した臨床研究認定研修会（医師、看護師、研究者を対象）において、個人情報保護について参加した224名に周知を図った。</p> <p>4. 患者に対する相談支援を行う窓口支援体制の整備</p> <p>センター病院においては、療養中の心理的、社会的問題、経済的問題等の社会福祉相談について、相談・支援を行うMSW（医療ソーシャルワーカー）、療養に関する相談・受診相談を行う看護師、薬剤師、薬剤の質問や相談を行う薬剤師を配置した「総合医療相談室」を設置している。</p> <p>また、平成22年度から患者相談専門職1名を配置し、平成23年度においてはMSWを常勤職員3名、非常勤職員1名から常勤職員7名、看護師を常勤職員1名から2名にすることにより支援体制の強化を図った。</p> <p>【患者満足度調査結果】</p> <table border="1"> <tr> <td>ポイント</td> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>・ 苦情の受付について（入院）平成22年度 4.04 → 平成23年度 4.04（±0ポイント）</td> <td>・ 苦情の受付について（外来）平成22年度 3.26 → 平成23年度 3.68（+0.42ポイント）</td> </tr> </table> <p>5. セカンドオピニオンの実施</p> <p>患者目線に立った医療の提供を推進するため、セカンドオピニオンの実施目標件数を定め、平成23年度においては実施件数が231件となり目標の「200件以上」を達成した。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進</p> <p>1. 患者サービス推進委員会の開催</p> <p>平成23年度においては、患者サービス委員会を毎月1回定期的に開催し、委員会で審議した内容をセンター管理会議（センター病院）、管理診療会議（国府台病院）において報告を行っている。</p> <p>2. 患者の視点に立った医療の提供</p> <p>患者サービス推進委員会、及び前年の「患者満足度調査の分析結果」をもとに患者サービスの改善に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度より、病棟クラークを導入し、今まで看護師が行っていた入院患者に対する「入院時・退院時のオリエンテーション」等について、病棟クラークが行うこととした。 診療費のクレジットカード払い可能なクレジット会社2グループ（6種類）から1グループ（3種類）増加し、合計3 	ポイント	ポイント	・ 苦情の受付について（入院）平成22年度 4.04 → 平成23年度 4.04（±0ポイント）	・ 苦情の受付について（外来）平成22年度 3.26 → 平成23年度 3.68（+0.42ポイント）
ポイント	ポイント						
・ 苦情の受付について（入院）平成22年度 4.04 → 平成23年度 4.04（±0ポイント）	・ 苦情の受付について（外来）平成22年度 3.26 → 平成23年度 3.68（+0.42ポイント）						

	<p>また、ボランティアによる相談支援等に努め、患者の医療に対する理解の向上に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 院内に設置してある意見箱を活用し、患者から生の声をくみ上げ、患者サービスの改善について積極的に推進を図る。 ・ ボランティアの活動による相談支援等を推進し、患者の医療に対する理解の向上に努める。 	<p>グループ(9種類)とした。 ・現金自動支払機から自動発行される「領収証兼明細書」及び「診療明細書」の発行を患者本人による選択制に変更し、現金自動支払機での支払の流れをスムーズにした。 以上の項目について、平成23年度の調査結果は前年度を上回る満足度が得られており、着実に改善が図られた。</p> <p>【患者満足度調査結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>ポイント</th> <th>平成23年度</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・入院の手續きについて</td> <td>4.26</td> <td>→</td> <td>4.30</td> <td>(+0.04ポイント)</td> </tr> <tr> <td>・入院中の生活の説明</td> <td>4.15</td> <td>→</td> <td>4.18</td> <td>(+0.03ポイント)</td> </tr> <tr> <td>・退院の説明について</td> <td>4.27</td> <td>→</td> <td>4.34</td> <td>(+0.07ポイント)</td> </tr> <tr> <td>・診療までの待ち時間</td> <td>2.67</td> <td>→</td> <td>2.71</td> <td>(+0.04ポイント)</td> </tr> <tr> <td>・会計の手續き</td> <td>3.30</td> <td>→</td> <td>3.56</td> <td>(+0.26ポイント)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 平成23年度患者満足度調査の概要 患者満足度調査については、患者の目線に立ち病院におけるサービスの向上を図ることを目的に、平成23年度においても実施した。 【センター病院】 入院については調査期間(平成23年10月1日から平成23年10月31日まで)の退院患者のうち協力を得られた545名、外来については、調査期間(平成23年10月18日から平成23年10月19日まで)に来院された外来患者のうち協力の得られた1,221名について調査を実施した。 平成23年度の調査結果は、入院・外来ともに前年度を上回ったが、今後も患者の満足度をあげられるよう引き続き必要なサービスを実施していく。</p> <p>《患者満足度調査結果》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>ポイント</th> <th>平成23年度</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院 ・ アンケート総合得点</td> <td>4.42</td> <td>→</td> <td>4.45</td> <td>(+0.03ポイント)</td> </tr> <tr> <td>外来 ・ アンケート総合得点</td> <td>3.88</td> <td>→</td> <td>3.94</td> <td>(+0.07ポイント)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【国府台病院】 入院については調査期間(平成23年10月1日から平成23年10月31日まで)の退院患者のうち協力を得られた94名、外来については、調査期間(平成23年11月8日から平成23年11月9日まで)に来院された外来患者のうち協力の得られた681名について調査を実施した。 今後も患者の満足度をあげられるよう引き続き必要なサービスを実施していく。</p> <p>《患者満足度調査結果》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年度</th> <th>ポイント</th> <th>平成23年度</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院 ・ アンケート総合得点</td> <td>4.26</td> <td>→</td> <td>4.46</td> <td>(+0.20ポイント)</td> </tr> <tr> <td>外来 ・ アンケート総合得点</td> <td>3.83</td> <td>→</td> <td>4.04</td> <td>(+0.21ポイント)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 意見箱の活用 患者からの投書を定期的に回収し、毎月開催される「患者サービス推進委員会」にて改善策等の検討を行い、改善事項を院内掲示することにより、患者への周知を行っている。職員に対しては、センター管理会議等で患者からの意見及び改善事項の報告をすることにより周知を行っている。</p> <p>5. ボランティアの活動状況 ① 平成23年度においても、募集用パンフレット及びボスターを作成すると共に、ボランティア説明会(14回開催)を実施し、ボランティアの募集活動を行った結果登録者数は増加した。 また、ボランティアに対する教育・研修及び意見交換会についても今後予定している。 ・平成22年度 10名 → 平成23年度 28名</p>		平成22年度	ポイント	平成23年度	ポイント	・入院の手續きについて	4.26	→	4.30	(+0.04ポイント)	・入院中の生活の説明	4.15	→	4.18	(+0.03ポイント)	・退院の説明について	4.27	→	4.34	(+0.07ポイント)	・診療までの待ち時間	2.67	→	2.71	(+0.04ポイント)	・会計の手續き	3.30	→	3.56	(+0.26ポイント)		平成22年度	ポイント	平成23年度	ポイント	入院 ・ アンケート総合得点	4.42	→	4.45	(+0.03ポイント)	外来 ・ アンケート総合得点	3.88	→	3.94	(+0.07ポイント)		平成22年度	ポイント	平成23年度	ポイント	入院 ・ アンケート総合得点	4.26	→	4.46	(+0.20ポイント)	外来 ・ アンケート総合得点	3.83	→	4.04	(+0.21ポイント)
	平成22年度	ポイント	平成23年度	ポイント																																																											
・入院の手續きについて	4.26	→	4.30	(+0.04ポイント)																																																											
・入院中の生活の説明	4.15	→	4.18	(+0.03ポイント)																																																											
・退院の説明について	4.27	→	4.34	(+0.07ポイント)																																																											
・診療までの待ち時間	2.67	→	2.71	(+0.04ポイント)																																																											
・会計の手續き	3.30	→	3.56	(+0.26ポイント)																																																											
	平成22年度	ポイント	平成23年度	ポイント																																																											
入院 ・ アンケート総合得点	4.42	→	4.45	(+0.03ポイント)																																																											
外来 ・ アンケート総合得点	3.88	→	3.94	(+0.07ポイント)																																																											
	平成22年度	ポイント	平成23年度	ポイント																																																											
入院 ・ アンケート総合得点	4.26	→	4.46	(+0.20ポイント)																																																											
外来 ・ アンケート総合得点	3.83	→	4.04	(+0.21ポイント)																																																											

	<p>③ チーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。 <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。</p> <p>また、地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。</p>	<p>③ チーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> センターの総合医療の特長を活かして、小児から高齢者までの患者に対し、多職種連携及び診療科横断によるチーム医療を推進する。 <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者に対して切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。 地域に開かれた研修会や協議会を開催し、情報の共有を図る。 糖尿病について、地域連携バスの活用、紹介及び逆紹介を進める。 自治体や地域の医師会等と小児医療体制について協議を行うとともに、地域の医療機関と協議し、休日夜間の小児救急を実施する。 地元医師会との合同研修会を開催する。 	<p>② ポラテンティア活動の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来患者の診察室等への案内及び、車いす使用患者の移動の補助 「病気の子どもも支援ネット遊びのポラテンティア」による小児病棟への慰問 入院患者や病院を訪れた方及び小児科・産科病棟の入院患者を対象としたコンサートの開催 「患者図書室はこね山」の受付業務 <p>③ 「患者図書室はこね山」においては、ポラテンティアによる図書の貸出し業務により、患者の医療に対する理解の向上に努めた。</p> <p>③ チーム医療の推進</p> <p>1. 多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進</p> <p>医師・看護師・コーディネーター・ナース等によるチーム医療をHIV/エイズの90%以上の患者に提供する計画に対し、90.9%の患者に提供した（チーム医療加算を算定した患者数より算出）。また、糖尿病分野及び肝炎とHIVとの重複感染患者の医療においてチーム医療は、100%の患者に対し実施した。</p> <p>国府台地区においては、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応した件数は、年間254例を数えた。</p> <p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>1. 地域医療連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合医療相談室内に医療連携係を設置し、連携の強化及び情報の共有を図ってきたが、地域医療機関との連携をさらに強化するため、これまでの総合医療相談室の見直しを行い、「連携医療ネットワーク会議」を平成23年7月に設置し、平成24年3月末までに29回の会議を開催するとともに、連携病院への診療連携をすすめてきた。 <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年9月21日に「連携のさまざまな形」をテーマに「連携の会」を開催し、意見交換を行うと共に、情報の共有を図った。 平成23年2月29日には、新宿区医師会主催による「東日本大震災以後の取り組みについて」をテーマにした講演会「新宿区における大規模災害時の対応について」テーマとした討議を当センターで開催した。 平成23年6月には、連携登録医（428名）に対して「当院への紹介、逆紹介、医療機器の利用等」について、アンケート調査を実施し、結果についても連携登録医へ送付した。また、「アンケート結果」を踏まえ、「診療科別外来診療問い合わせ一覧」、「放射線画像検査案内」の見直しを図った。 <p>「連携登録医へのアンケート結果」</p> <p>回答数 181件（42.3%）</p> <p>①患者さんを紹介したことがあるか（当センター病院へ）</p> <table border="1"> <tr> <td>しばしば紹介する</td> <td>41.4%</td> </tr> <tr> <td>時には紹介する</td> <td>52.5%</td> </tr> <tr> <td>紹介したことがない</td> <td>6.1%</td> </tr> </table> <p>②患者さんの紹介を受けたことがあるか（当センター病院から）</p> <table border="1"> <tr> <td>外来症例で紹介された事がある</td> <td>37.0%</td> </tr> <tr> <td>訪問症例で紹介されたことがある</td> <td>9.9%</td> </tr> <tr> <td>紹介されたことがない</td> <td>53.0%</td> </tr> </table> <p>③放射線などの検査で当センター病院を利用したことがあるか</p> <table border="1"> <tr> <td>MRI</td> <td>31.2%</td> </tr> <tr> <td>CT</td> <td>31.7%</td> </tr> <tr> <td>PET</td> <td>23.2%</td> </tr> </table>	しばしば紹介する	41.4%	時には紹介する	52.5%	紹介したことがない	6.1%	外来症例で紹介された事がある	37.0%	訪問症例で紹介されたことがある	9.9%	紹介されたことがない	53.0%	MRI	31.2%	CT	31.7%	PET	23.2%
しばしば紹介する	41.4%																				
時には紹介する	52.5%																				
紹介したことがない	6.1%																				
外来症例で紹介された事がある	37.0%																				
訪問症例で紹介されたことがある	9.9%																				
紹介されたことがない	53.0%																				
MRI	31.2%																				
CT	31.7%																				
PET	23.2%																				

		<p>・ 連携病院への挨拶回りについて 連携病院との連携強化を深めるため、平成23年8月～10月にかけて、病院長、副院長、医師、MSW、事務職員等により、44施設を訪問した。</p> <p>【紹介率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21'</th> <th>H22'</th> <th>H23'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター病院</td> <td>57.3%</td> <td>→ 66.1%</td> <td>→ 69.4%</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>41.8%</td> <td>→ 44.6%</td> <td>→ 48.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【逆紹介率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21'</th> <th>H22'</th> <th>H23'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター病院</td> <td>20.1%</td> <td>→ 23.5%</td> <td>→ 29.8%</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>19.9%</td> <td>→ 22.7%</td> <td>→ 23.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、糖尿病診療における紹介、逆紹介を推進するため、地域連携バスの情報について糖尿病情報ホームページ（平成22年4月公開開始）に掲載し広報を図った。平成23年3月末現在の登録患者数は60名となっている。</p> <p>・ HIV患者に関し新患の紹介率を70%以上、逆紹介率を30%以上としていたが、平成23年度は、紹介率94.5%、逆紹介率32.7%と目標を達成した。</p> <p>・ 画像診断機器の地域での共同利用として、CT撮像から専門医による読影までを地域連携開業医から依頼された件数は、242件。なおMRI、PETを加えると、931件であり、前年度に対して3.3%増加している。</p> <p>【画像診断機器の共同利用】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21'</th> <th>H22'</th> <th>H23'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター病院</td> <td>539件</td> <td>→ 807件</td> <td>→ 838件</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>113件</td> <td>→ 94件</td> <td>→ 93件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>652件</td> <td>→ 901件</td> <td>→ 931件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 休日・夜間の小児救急の実施 新宿区、新宿区小児科医会と協議し、地域連携の休日夜間の小児救急を週に2回（年間98回）実施した。</p> <p>3. 地元医師会等との合同研修会の実施 東京都医師会からの委託を受け実施した小児科研修事業に、新宿区医師会の医師も参加した。また、東日本大震災への取り組みについての新宿区医師会勤務医部会主催の講演会を当センターにおいて開催し、知見を深めると共に地域の医師との意見交換を行った。</p> <p>4. リトリートカンファレンスの実施 平成23年度は11回のリトリートカンファレンスを開催し、近隣の医療従事者、住民に受講を開放した。</p> <p>【開催したリトリートのテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月20日 「急性期病院における地域・医療連携の取り組み」 5月18日 「東日本大震災と国立国際医療研究センターの被災地支援活動」 6月22日 「つくし保育園」 7月20日 「診療報酬はどのように決まるか」 「菓が臨床現場に届くまで」 8月24日 「再生医療・細胞治療の今後の展望」 10月19日 「弁護士からみた医療現場の落とし穴」 11月16日 「避けては通れない認知症」 12月21日 「インフルエンザと喘息 - 早期介入療法 -」 1月18日 「発明者（研究者）と知財管理室のwin-winの関係構築」 2月15日 「助産力を考える」 3月21日 「NCGMの将来像」 		H21'	H22'	H23'	センター病院	57.3%	→ 66.1%	→ 69.4%	国府台病院	41.8%	→ 44.6%	→ 48.6%		H21'	H22'	H23'	センター病院	20.1%	→ 23.5%	→ 29.8%	国府台病院	19.9%	→ 22.7%	→ 23.4%		H21'	H22'	H23'	センター病院	539件	→ 807件	→ 838件	国府台病院	113件	→ 94件	→ 93件	合計	652件	→ 901件	→ 931件
	H21'	H22'	H23'																																							
センター病院	57.3%	→ 66.1%	→ 69.4%																																							
国府台病院	41.8%	→ 44.6%	→ 48.6%																																							
	H21'	H22'	H23'																																							
センター病院	20.1%	→ 23.5%	→ 29.8%																																							
国府台病院	19.9%	→ 22.7%	→ 23.4%																																							
	H21'	H22'	H23'																																							
センター病院	539件	→ 807件	→ 838件																																							
国府台病院	113件	→ 94件	→ 93件																																							
合計	652件	→ 901件	→ 931件																																							

	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実 センターにおける医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。 また、院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。 専門的医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化する。このため、医療安全研修会・感染症対策研修会を年3回以上開催する。 また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。</p>	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実 ・ センターにおける医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。 ・ 院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。 ・ 医療安全に対する取組を推進するため、体制の強化を図る。 ・ 医療安全研修会・感染症対策研修会を3回以上開催するとともに、医療安全に関するマニュアルを改訂する。</p>	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実 1. 医療安全管理の取組 センター病院において、医療安全委員会を月に1回開催し、報告されたヒヤリ・ハット事例の検証と対策の協議を行っている。その結果は、管理職が参加して毎月開催されるセンター管理会議で報告され情報共有に努めている。また、院内ホームページを利用し「ヒヤリ・ハットNEWS」として掲載し随時更新を行っている。さらに、医療安全にかかる研修会を6回と平成22年度と比して2倍の回数を開催し、参加機会を増やすことにより参加人数が大幅に増加した。研修会未受講者に対しては、DVDによるフォロー研修を実施した。 また、「医療安全ポケットマニュアル」を作成し、全職員に配布するとともに、常時携帯を義務づけた。 【医療安全研修参加者】 平成21年度 491人 → 平成22年度 833人 → 平成23年度 1,992人 2. 院内感染対策の取組 院内感染対策のため、起因菌検出、抗菌剤使用状況、血液培養・カテーテル感染・コンタミネーション率について院名サーベイランスを実施しており、毎月開催される院内感染対策委員会において報告するとともに、毎週1回の病棟等ラウンドを通じて改善を図ってきた。 また、センター情報管理、看護師長など各会議に菌検出状況を報告するとともに、院内ホームページに、院内感染にかかわる研修会を5回開催し参加機会を増やすことにより参加人数が大幅に増加した。研修会未受講者に対しては、DVDによるフォロー研修を実施した。 【感染対策研修参加者】 平成21年度 126人 → 平成22年度 871人 → 平成23年度 1,933人 3. 感染対策地域連携 地域連携事業の一環として、診療連携の実績のある医療機関を対象に院内感染対策地域連携を開始した。近隣病院と院内感染対策に関する2回のカンファレンスを行い、代々木病院には当院から院内感染対策専門看護師が訪問し院内感染対策ラウンドを行った</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価 1. 医療の質の評価への取組 医療の質の評価に必要な基礎データを取り出すため、必要な医療情報システム環境（データウェアハウス）を整備し。試行的な利用が始まった。今後は、客観的指標に資する評価項目の検討を行い、質の評価に必要なデータ収集にあたる。 2. 病院機能評価の受審 平成23年度に病院機能評価Ver6を受審し、機能評価に合格したところ。 (平成23年4月25日～27日に受審)</p>
--	--	--	--

	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 救急医療の提供</p> <p>三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。</p> <p>特に、国府台地区において、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 救急医療の提供</p> <p>三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。</p> <p>国府台地区において、積極的に重症者を受け入れ、精神科救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。</p>	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 救急医療の提供</p> <p>平成22年9月から救命救急センターとして認可され、その後三次救急搬送患者は、月100件を超えるようになった。また二次救急搬送患者も設備の拡張とともに増え、全救急搬送患者も前年に比し7.6%増加し、月約1,000件の搬送を受け入れた。平成23年度においては全体で11,695件の救急搬送を受け入れており、前年度の10,873件を大きく上回っている。</p> <p>国府台病院では、精神科救急病棟入院患者における重傷身体合併率が、年間を通して10~64%で推移し、平成23年度の重症身体合併症率は34.7% (前年13.0%) となり目標に到達している。</p> <p>【センター病院における時間外救急患者数及び救急車搬送患者数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21'</th> <th>H22'</th> <th>H23'</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時間外救急患者数</td> <td>21,081人</td> <td>→ 19,964人</td> <td>→ 21,767人(+1,803人 9.0%増)</td> </tr> <tr> <td>救急車搬送患者数</td> <td>9,742人</td> <td>→ 10,873人</td> <td>→ 11,695人(+822人 7.6%増)</td> </tr> <tr> <td>救急から入院となった患者数</td> <td>3,265人</td> <td>→ 3,135人</td> <td>→ 4,245人(+1,110人 35.4%増)</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 国際化に伴い必要となる医療の提供</p> <p>1. 海外渡航者に対する保健医療の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際感染症センターにおいて、海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国後の疾患治療を行っている。総初診患者数 3,297名、帰国後疾患診療初診者数 358名、入院患者数 71名 (一般感染症入院患者も含む) <p>【ワクチン接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> A型肝炎 1,968件 B型肝炎 1,275件 破傷風 1,038件 狂犬病 841件 日本脳炎 371件 麻疹 28件 風疹 19件 おたふく 54件 ポリオ 50件 三種混合 36件 二種混合 48件 BCG 1件 黄熱病 1,404件 インフルエンザ 40件 その他予防接種 148件 <p>・平成22年8月より成田空港検疫所の関連施設として黄熱ワクチン接種を実施することができている医療機関として指定されアフリカや南米へ渡航する方に黄熱ワクチン接種を行うとともに、他のワクチンの同時接種やマラリア予防薬の処方などを開始した。</p>		H21'	H22'	H23'	時間外救急患者数	21,081人	→ 19,964人	→ 21,767人(+1,803人 9.0%増)	救急車搬送患者数	9,742人	→ 10,873人	→ 11,695人(+822人 7.6%増)	救急から入院となった患者数	3,265人	→ 3,135人	→ 4,245人(+1,110人 35.4%増)
	H21'	H22'	H23'																
時間外救急患者数	21,081人	→ 19,964人	→ 21,767人(+1,803人 9.0%増)																
救急車搬送患者数	9,742人	→ 10,873人	→ 11,695人(+822人 7.6%増)																
救急から入院となった患者数	3,265人	→ 3,135人	→ 4,245人(+1,110人 35.4%増)																

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標

中期計画

平成23年度計画

平成23年度の業務の実績

2. ミャンマー難民受入への協力
平成22年度より政府がミャンマー難民の受け入れを開始しており、政府の要請により入国時の健康診断及び入国後の診療を実施している。今後数年にわたりこの活動は続くため、難民受け入れの拠点として活動していく。
3. 研修等の実施
総合感染症後期研修プログラムでレジデント・フェロー医師合計4名を受け入れ、マラリア、デング熱、腸チフスなどの熱帯感染症管理や、一般感染症例入院管理。院内感染症コンサルテーションに関する研修を実施した。
また、海外渡航者に対するワクチン接種を行い医療機関の機能充実を図るためにトラベラーズワキチン講習会を平成23年に行った。

<p>3. 人材育成に関する事項 人材育成は、センターが医療政策を牽引することから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するに当たりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。 また、世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研修・人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。 ・ 世界的な視野を持ち、トランスレーショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成</p> <p>1. 臨床研修医、レジデント等の在籍者数（4月1日現在）</p> <table border="1"> <tr> <td>①センター病院</td> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>臨床研修医</td> <td>90名</td> <td>87名</td> <td>88名</td> </tr> <tr> <td>レジデント</td> <td>117名</td> <td>107名</td> <td>114名</td> </tr> <tr> <td>フェロー</td> <td>23名</td> <td>39名</td> <td>41名</td> </tr> </table> <p>②国府台病院</p> <table border="1"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>臨床研修医</td> <td>19名</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td>レジデント</td> <td>19名</td> <td>24名</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>30名</td> </tr> </table> <p>2. 研修医指導体制の整備 医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、平成23年度は新たに28名が修了し初期臨床研修における指導体制を強化した。</p> <p>3. 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家の育成の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期研修カリキュラムに「疫学・医学統計基礎講座」として、6週間の講義受講を義務づけ、臨床研究に必要な知識を身につけさせるよう配慮しているとともに、後期研修カリキュラムには、短期間(3ヶ月程度)当センター研究所において研究体験を積ませるコースを設置し、若手の医療従事者が医学研究の基礎的な方法論を美地に体験する機会を設けている。 ・ 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床研究に精通した医師を育成するため、後期研修として、平成25年度受け入れを目的として、「クリニカルリサーチ・フェローシップコース」の設置について、臨床研究センターを中心に検討した。 <p>4. 各診療科領域等における研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際医療協力と感染症等に軸足を置いた後期研修プログラムとして、国際保健医療協力レジデント研修を提供し3名の参加をみた。また、国際臨床後期研修プログラムとして、産婦人科・小児科合同の4年間コースには1名参加している。 ・ 国府台病院においては、心身の総合的医療の専門的人材を養成するため、児童思春期精神医療分野において、厚生労働省こころの健康づくり対策事業思春期精神保健研修事業を受託し、4コース(各コースとも2日間)の研修を実施した。また、国府台児童精神医学教育研究会を2回実施し、レジデント医師とその修了者を対象とする研修を行った。精神科心理教育研修は2日間の研修プログラムを2回、摂食障害医療研修は2日間の研修を1回実施した。 <p>5. 海外留学制度の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的として若手医師を対象にした海外留学制度を整備し、平成23年度より、1名を海外留学に送り出した。 <p>6. 質の高い看護師等の育成</p> <p>①センター病院の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師の卒後臨床研修をおこなうため、平成23年度看護部教育計画を策定し、教育体制を明確にした上で、6月よりローテーション教育を開始した。 ・ 保健師助産師看護師等実習指導者講習会を、11月から1月まで毎月1回、計4回開催した。 ・ 病院内で専門的な知識を持って指導的な立場で看護業務を実践する者を養成する趣旨で、専門看護師資格取得支援を行い精神看護専門看護師1名が新たに認定取得した。また、平成24年度専門・認定看護師養成・資格獲得に向けて、がん化学療法および、新生児集中ケアの認定看護師養成課程研修への各1名研修受講および、国立看護大校研究課程部(感染管理専門看護師認定試験受験資格獲得)への2名の就学支援を行い、それぞれの教育課程履修終了し、認定資格試験受験準備中である。平成25年度のがん看護・重症ケア・救急看護専門看護師認定資格受験資格獲得にむけ、各1名の大学院前期博士課程への就学支援を実施した。 	①センター病院	平成21年度	平成22年度	平成23年度	臨床研修医	90名	87名	88名	レジデント	117名	107名	114名	フェロー	23名	39名	41名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	臨床研修医	19名	18名	レジデント	19名	24名			30名
①センター病院	平成21年度	平成22年度	平成23年度																												
臨床研修医	90名	87名	88名																												
レジデント	117名	107名	114名																												
フェロー	23名	39名	41名																												
平成21年度	平成22年度	平成23年度																													
臨床研修医	19名	18名																													
レジデント	19名	24名																													
		30名																													

	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施する。 また、センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催する。</p>	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画し、次の各種研修会等を実施する。 <p>ア HIV/エイズについては、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした研修を4回、専門薬剤師研修を2回、歯科研修を4回、短期研修を年1回、首都圏4カ所以上において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催</p> <p>イ 新興・再興感染症については、輸入感染症に関する一般医師対象講習会を1回、国際感染症セミナーを1回開催</p> <p>ウ 肝炎については、肝炎診療連携拠点病院を対象とした研修会を2回開催</p>	<p>②国府台病院の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国府台病院において、経年別院内教育を計画・実施し、一般科及び精神科看護の教育を実施した。 ・ 平成23年度の認定看護師は糖尿病看護分野に1名増え3領域3人、また認定看護管理者1名が合格した。 ・ がん化学療法認定研修に1名受講し、24年度に受験予定であり、感染管理に1名合格し24年度受講予定である。 <p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>ア、HIV・エイズに関する研修・講習の実施</p> <p>HIV/エイズについては、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした1週間研修をACCにて年4回、専門薬剤師研修を2回、歯科研修を4回、短期研修を年1回、首都圏4カ所以上の都県において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催という計画に対し、すべて計画通り実施した。なお、首都圏においては、4カ所以上という計画に対し、東京病院、千葉医療センター、東埼玉病院、横浜市民病院、筑波大学の5カ所で開催し、それ以外にも琉球大学、広島大学、新潟大学においても出張研修を実施した。</p> <p>イ、新興・再興感染症に関する研修・講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の医師を対象に輸入感染症講習会を開催した（9月23日、24日：参加者76名）。 ・ 医療関係者向けの第8回国際感染症セミナーを「健康危機管理に際して、労働者の安全と健康をどう守るか？」をテーマに平成24年3月12日（月）に開催した（1. 福島第一原発事故における労働者の安全と健康 吉川 徹 先生（労働科学研究所 副所長） 2. Dangerous Infections: Risk management and clinical care Dr. Barbara Banister (Royal Free Hospital, UK)（参加者34人）。 ・ ワクチンに精通した医療従事者を増やし、情報を共有し合い、地域のネットワーク作りを目的とし、国内におけるワクチンの教育振興の一環として第1回トラベラーズワクチン講習会を開催した（参加者：97人）。 <p>ウ、肝炎に関する研修・講習の実施</p> <p>肝炎情報センターは、以下の通り、肝炎診療連携拠点病院の医療従事者向けに4回の研修会を開催し、高度先駆的医療及び標準的医療の普及のために必要な措置を講じた。</p> <p>【医療従事者向け研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師向け研修会（平成23年7月15日）：56拠点病院から68名参加し、「肝炎総合対策の動向」、「肝臓病教室による情報提供の理念とその現状」、「疾患関連遺伝子のゲノムワイド関連解析（GWAS）とその意義」、「わが国の慢性肝炎治療の将来の展望」の4テーマの講演を行った。 ・ 医師、臨床検査技師向け研修会（平成24年1月20日）：64拠点病院から114名参加し、「B型肝炎に係わる諸問題」をメインテーマに、「B型肝炎に関する最新情報」、「免疫学的測定法を用いた肝炎ウイルス検査の現状と問題点」、「HBVゲノタイプA感染の臨床的意義」、「がん化学療法中のB型肝炎ウイルス再活性化のリスクとその対策」の4テーマの講演を行った。 ・ 看護師向け研修会（平成23年12月2日～3日）：55拠点病院から59名参加し、「B型肝炎一知っておきたい最近の話
--	---	--	--

		<p>エ. 糖尿病については、医療従事者を対象とした研修会を年3回以上開催</p> <p>オ. 精神疾患については、児童思春期精神医療専門研修会、精神科心理教育研修会、摂食障害医療専門研修会などを</p>	<p>題一、「インターフェロン治療に伴う睡眠障害および抑うつ症状について」、「進行肝臓病治療における看護師の役割」、「ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別等への取り組み」、「肝臓病教室への看護師としての関わり」の5テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク（8グループ）を二日間に亘って行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝疾患相談センター相談員向け研修会（平成24年3月17日～18日）：45拠点病院から45名参加し、「肝炎総合対策について」（厚労省）と「B型肝炎訴訟について」（厚労省）、「B型肝炎に関する最新の話題」、「C型肝炎に関する最新の話題」の4テーマの講演、およびグループワークを二日間行った。グループワークのために、「社会資源の活用と肝炎患者に対する偏見・差別の問題」を盛り込んだビデオを事前に作成し、研修会当日の教材として用いた。 <p>エ. 糖尿病に関する研修・講習の実施 「糖尿病診療—最新の動向—」と題し、医師・医療スタッフ向け研修会を、糖尿病情報センターが主催して全国3カ所（金沢、東京、福岡）において、のべ5回開催した。参加者総数は639名</p> <table border="1"> <tr> <td>第1回</td> <td>6月5日</td> <td>東京</td> <td>184名参加</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>7月17日</td> <td>金沢</td> <td>98名参加</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>9月4日</td> <td>東京</td> <td>167名参加</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>11月6日</td> <td>福岡</td> <td>62名参加</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>2月19日</td> <td>東京</td> <td>128名参加</td> </tr> </table> <p>オ. 精神疾患に関する研修・講習の実施 心身の総合的医療の専門的人材を養成するため、児童思春期精神医療分野において、厚生労働省こころの健康づくり対策事業思春期精神保健研修事業を受託し、4コース（各コースとも2日間）の研修を実施した。また精神科心理教育研修は2日間の研修プログラムを2回、摂食障害医療研修は1日間の研修を1回実施した。</p>	第1回	6月5日	東京	184名参加	第2回	7月17日	金沢	98名参加	第3回	9月4日	東京	167名参加	第4回	11月6日	福岡	62名参加	第5回	2月19日	東京	128名参加
第1回	6月5日	東京	184名参加																				
第2回	7月17日	金沢	98名参加																				
第3回	9月4日	東京	167名参加																				
第4回	11月6日	福岡	62名参加																				
第5回	2月19日	東京	128名参加																				

<p>4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。</p> <p>情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼の置ける情報を分かりやすく入手できるように、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づき診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行う、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行う、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。</p>	<p>4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項</p> <p>(1) ネットワーク構築の推進</p> <p>HIV・エイズに関するネットワーク構築の推進</p> <p>HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い高度先駆的医療及び標準医療の普及を図った。また、首都圏の中核ブロックとの連携会議を開催し、相互の連携を深めるための情報交換を行った。</p> <p>2. 肝炎に関するネットワーク構築の推進</p> <p>肝炎情報センターは、以下の通り、拠点病院間連絡協議会、および各種研修会を開催し、肝炎診療に当たる70拠点にのぼる病院間ネットワークの維持と高度先駆的医療及び標準的医療の普及のために必要な措置を講じた。</p> <p>【拠点病院間連絡協議会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回（平成23年7月15日）：63拠点病院から109名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「肝炎患相談センターの認知度をいかに高めるか」に関する事例検討、③「B型肝炎訴訟について」（厚労省）を行った。 第2回（平成24年1月20日）：65拠点病院から120名参加し、①肝炎情報センターの活動報告、②「B型肝炎訴訟について」（厚労省）、③拠点病院事業に関する諸問題（公募）として、「複数設置をしている都道府県の問題点について」、「肝炎患診療連携拠点病院と自治体との関わりについて（拠点病院へのアンケート調査結果も含めて）」を行った。特に、後者の課題については、平成24年3月2日に厚生労働省で開催された第7回肝炎対策推進協議会において発表した。
			<p>【医療従事者向け研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師向け研修会（平成23年7月15日）：56拠点病院から68名参加し、「肝炎総合対策の動向」、「肝臓病教室による情報提供の理念とその現状」、「疾患関連遺伝子のゲノムワイド関連解析（GWAS）とその意義」、「わが国のC型肝炎肝炎治療の将来の展望」の4テーマの講演があった。 医師、臨床検査技師向け研修会（平成24年1月20日）：64拠点病院から114名参加し、「B型肝炎に係わる諸問題」をメインテーマに、「B型肝炎に関する最新情報」、「免疫学的測定法を用いた肝炎ウイルス検査の現状と問題点」、「HBVゲノタイプA感染の臨床的意義」、「がん化学療法中のB型肝炎ウイルス再活性化のリスクとその対策」の4テーマの講演があった。 看護師向け研修会（平成23年12月2日～3日）：55拠点病院から59名参加し、「B型肝炎一知っておきたい最近の話—」、「インタフェロニン治療に伴う睡眠障害および抑うつ症状について」、「進行肝臓病治療における看護師の役割」、「ウイルス性肝炎患者に対する偏見・差別等への取り組み」、「肝臓病教室への看護師としての関わり」の5テーマの講演と、これらのテーマに関するグループワーク（8グループ）を2日間に亘って行った。 肝炎患相談センター相談員向け研修会（平成24年3月17日～18日）：45拠点病院から45名参加し、「肝炎総合対策について」（厚労省）と「B型肝炎訴訟について」（厚労省）、「B型肝炎に関する最新の話」、「C型肝炎に関する最新の話」の4テーマの講演、およびグループワークを2日間行った。グループワークのために、「社会資源の活用」と「肝炎患者に対する偏見・差別の問題」を盛り込んだビデオを事前に作成し、研修会当日の教材として用いた。
			<p>3. 児童精神に関するネットワーク構築の推進</p> <p>国府台病院において、年間6回開催した児童精神科地域連携会議を通じて、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が地域診療ネットワーク会議にて情報共有をおこなった事例のデータベース作成にとりかかり、平成23年度末までに120以上の症例のデータが蓄積した。</p>

	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるように、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。</p>	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して、信頼のおける情報を分かりやすく入手できるように、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。 <p>また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。</p>	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>1. ホームページの改善等、広報体制の整備</p> <p>ホームページの見やすさ等の改善を図るため、平成22年8月のセンター病院新棟オープンを機に、ポータルページのデザイン更新を行った。またセンター全体の広報活動を総務課に新たに配置するとともに、各事業所に広報戦略ワーキンググループを組織するなど、広報活動を更に円滑に行うための体制を整備した。</p> <p>【HPアクセス数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>1,299万件</td> <td>1,430万件 (10.1%増)</td> </tr> </table> <p>2. 各分野における情報発信の取組</p> <p>(1) HIV・エイズ</p> <p>平成23年度に医療従事者や患者・家族がHIV感染症に関して、信頼のおける情報を分かりやすく入手できるようホームページを全面的に改訂した。</p> <p>【該当ページアクセス数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>202万件</td> <td>198万件</td> </tr> </table> <p>(2) 感染症</p> <p>平成22年7月にホームページを刷新し、輸入感染症（マラリア、デング熱、腸チフスなど）や一類感染症（ラッサ熱）に関する医療者向け情報を充実させた。一般の海外旅行者向け情報（マラリア予防、下痢症予防）をホームページにPDFで掲載し、よりダウンロードしやすいように整備した。</p> <p>【該当ページアクセス数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>29万件</td> <td>30万件</td> </tr> </table> <p>(3) 肝炎</p> <p>肝炎情報センターは平成20年12月にホームページを立ち上げ、インターネットによる最新情報提供を行っている。拠点病院の指定状況を紹介するとともに、各自治体における肝疾患専門医療機関リストや拠点病院内に設置された肝疾患相談センターホームページへのリンクを貼ることににより、患者の利便性がより向上するよう努めている。</p> <p>【該当ページアクセス数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>38万件</td> <td>67万件</td> </tr> </table> <p>(4) 糖尿病</p> <p>「糖尿病診療—最新の動向—」と題した医師・医療スタッフ向け研修会を、糖尿病情報センターが主催して全国3カ所（金沢、東京、福岡）で、のべ5回（6/5,7/17,9/4,11/6,2/19）開催した。総参加者数は、639名であった。</p> <p>また、糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを平成22年度に作成し、現在糖尿病情報センターのホームページで公開し、年に2度の頻度で改訂している。</p> <p>糖尿病情報センターのホームページにおいて、医療従事者や患者に対して情報発信を行い適宜情報更新を図っている。</p> <p>【該当ページアクセス数】</p> <table border="1"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>14万件</td> <td>19万件</td> </tr> </table> <p>(5) 児童精神</p> <p>児童精神地域診療ネットワーク会議を、国府台病院内において6回（5/27, 7/15, 9/9, 11/11, 1/20, 3/9）開催し、診療機関のネットワーク構築を推進するとともに情報発信を行った。</p>	平成22年度	平成23年度	1,299万件	1,430万件 (10.1%増)	平成22年度	平成23年度	202万件	198万件	平成22年度	平成23年度	29万件	30万件	平成22年度	平成23年度	38万件	67万件	平成22年度	平成23年度	14万件	19万件
平成22年度	平成23年度																						
1,299万件	1,430万件 (10.1%増)																						
平成22年度	平成23年度																						
202万件	198万件																						
平成22年度	平成23年度																						
29万件	30万件																						
平成22年度	平成23年度																						
38万件	67万件																						
平成22年度	平成23年度																						
14万件	19万件																						

5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項	5. 国への政策提言に関する事項
<p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものであるため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。 	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上の重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。また、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。 	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV感染症に関し、エイズ動向委員会（年4回出席）などに出席し、専門的な立場から提言を行った。 糖尿病、代謝性疾患に関する専門的知見を基礎として、薬事審議会医薬品第一部会、次期国民健康作り運動プラン策定専門委員会の審議に参加し、専門的な立場から提言を行った。 肝炎情報センター：平成21年度より3年間、「肝炎に関する全国規模のデータベース構築に関する研究（厚生労働科学研究費）」を研究代表者として実施し、特に、平成23年度においては下記のエビデンスを得た。 <ul style="list-style-type: none"> B型・C型肝炎患者に対するインターフェロン公費助成のアウトカムに関する検証：インターフェロン公費助成は国と自治体との共同事業として平成20年度から開始されており、そのアウトカムを正確に把握し、次の肝炎対策に活かすことが求められている。肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインターフェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っている。平成21年12月から平成24年2月までに約9,400例のデータを収集し、解析の後に2ヶ月毎に各自自治体へフィードバックし、拠点病院、専門医療機関ほかの肝炎患診ネットワークへの情報提供を行っている。特に、研究班では地域差の有無についての検討を進めており、治療成績については全国でほぼ均てん化されているものの、C型肝炎ウイルス遺伝子型の分布、再治療例の比率、65歳以上の患者比率など、特に患者の受療状況には地域差の存在することを明らかにした。この点については、本研究班の平成23年度総括研究報告書、ならびに平成21～23年度の総合研究報告書として纏め、厚生労働省へ送付済みである。 <p>上記研究班で得られた知見をさらに深めるために、平成24年度から「肝炎に関する全国規模のデータベースを用いた肝炎治療の評価及び肝炎医療の水準の向上に資する研究」を研究代表者として継続することになっている。</p>
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上の重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。また、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。 	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 公衆衛生上の重大な危害発生に備えた取組 <ul style="list-style-type: none"> ①災害訓練等 <ul style="list-style-type: none"> 災害訓練について、全職員を対象に平成24年1月21日に実施するとともに、災害マニュアルの見直しも行った。併せて、NBC災害(放射性物質、生物剤、化学剤)による特殊災害)への対応マニュアルについても見直しを行った。 ②新感染症の発生に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 新感染症の発生に向けた訓練については、合計2回行った。12月14日に東京検疫所検査感染症措置訓練(情報伝達訓練)に参加し、3月14日には、センター病院において新感染症患者の新感染症病棟への受け入れ訓練を実施した。 	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 公衆衛生上の重大な危害発生に備えた取組 <ul style="list-style-type: none"> ①災害訓練等 <ul style="list-style-type: none"> 災害訓練について、全職員を対象に平成24年1月21日に実施するとともに、災害マニュアルの見直しも行った。併せて、NBC災害(放射性物質、生物剤、化学剤)による特殊災害)への対応マニュアルについても見直しを行った。 ②新感染症の発生に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 新感染症の発生に向けた訓練については、合計2回行った。12月14日に東京検疫所検査感染症措置訓練(情報伝達訓練)に参加し、3月14日には、センター病院において新感染症患者の新感染症病棟への受け入れ訓練を実施した。 東日本大震災における取組 <ul style="list-style-type: none"> ①医療派遣チームによる被災地支援活動(6月30日まで) <ul style="list-style-type: none"> 災害発生直後の災害派遣医療チームによる医療支援活動及び被災地支援の長期化を見越し、昨年度から調査団を派遣し、宮城県東松島市において避難所巡回診療を行った。医療チーム(コーディネーター1名、医師2名、看護師3名、薬剤師1名、事務1名)を継続的に現地に派遣し、同市の避難所(14-17カ所)を国立病院機構等の医療チームと協力して定期的に巡回診療を行った。また、国際医療協力局からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム(5-6チーム)全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。一方、在宅被災者に対して全戸別訪問による健康支援調査を行い、要フォローアップ者の洗い出しや津波など震災の与えた健康への影響について調査分析を行い、東松島市の保健衛生対策や復興計画策定に寄与した。

<p>(2) 国際貢献 我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p>	<p>(2) 国際貢献 開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む。）の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に400人以上の専門家を派遣し技術協力を行う。また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ800人以上受入れる。緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構（JICA）等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。</p>	<p>(2) 国際貢献 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む。）の強化を図るため、専門家を派遣する。 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生の受入を積極的に行う。 ・ 国際協力機構（JICA）の要請に応じて、緊急援助等の支援活動を行う。 ・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼に応じて、調査研究・評価事業を実施する。 ・ 国際保健に関して、広く国民及び国内外の関係機関に対しホームページ等を通じて、情報提供等を行うとともに、基礎講座を開催し国際保健に関する知識の普及を図る。</p>	<p>②心のケアチームによる巡回診療活動 昨年度に引き続き、国府台病院から心のケアチーム（精神科医師、ソーシャルワーカー、看護師）を石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援した。</p> <p>③東松島復興支援プロジェクト（7月1日より） 東松島市長とセンターとの間で東松島市の保健衛生活動における復興対策のための協力に関する協定書が結ばれた。期間は7月1日より1年間で、NGMより定期的に人材を派遣し、避難所支援に加えて、仮設住宅入居者支援、在宅者支援、心のケア、災害マニユアル改定、保健従事者人材育成事業を展開している。</p> <p>【医療チームの平成23年度派遣実績】 派遣者数 250名（うち医師 109名、看護/助産師 60名、薬剤師 30名、事務職 43名、その他 8名）</p> <p>(2) 国際貢献 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム強化を図るための専門家派遣については、年間目標である80件に対し、115件の実績となった。このうち24件は1年以上の長期派遣であり、地域別内訳はアジア（73件）、アフリカ（32件）、その他（10件）である。 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生受入については、年間目標である160件に対し、202件の実績となった。観察や講義を通じて、世界最高水準の保健指標を達成した日本の経験を共有すると同時に、活用できる資源の限られた研修員の母国においても実施可能な活動計画を持ち帰ることができるよう支援を行っている。 ・ 平成23年度において国際協力機構からの緊急援助等の要請は特になかった。 ・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼に応じた調査研究・評価事業については、36件だった。36件の内訳は事前評価調査11件、終了時評価調査5件、運営指導調査12件、無償資金協力調査5件、その他3件であり、保健医療ならびに国際保健の専門性を活かした調査が実施された。 ・ 国際保健基礎講座の開催件数及び、参加者数については、10件、253名だった。国際医療協力を目指す若手人材が継続的に学びを深めていく機会を提供する事を目的に、週末を活用して国際医療協力部職員の世界経験のエッセンスを伝えている。本講座で得た知識は、さらに本格的な「国際保健医療協力研修」に参加するための下地となる。 ・ 国際保健に関する情報提供の取り組みについては、国際医療協力局ホームページを通じて、当センターの国際保健への取り組みを広報すると共に、国際保健医療に関する知識の普及を図った。年間目標である40PVにに対し平成23年度の合計閲覧数は62万PVであった。また、「ニュースレター」年4回発行し、大学・専門学校などにも配布した。部設立25周年のシンポジウムの開催と記念誌の発行をした。 ・ WHO総会や世界基金理事会などの国際会議へ出席は年間20名であり、WHOや世界基金に関して厚生労働省や外務省へ提供した技術的提言数は224件であった。</p>
--	---	--	---

国立国際医療研究センター—事業報告書

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
		<ul style="list-style-type: none"> 我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、研修カリキュラムを作成するとともに、国際保健人材養成研修を実施する。 ベトナム・バックマイ病院との協定締結に基づき共同研究等を推進する。 WHO協力センターとしての活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国際保健医療協力研修」を開催し、10名の参加者があった。この研修は、国際保健医療協力の専門家による実践的な内容を含む講義を通じて、国際保健医療協力の基礎知識を習得するとともに、海外のフィールド実習を通して実践力を養うことにより、国際保健医療協力を担う人材を養成することを目的としている。 また、若手医師の人材育成として、「国際保健医療協力レジデント研修」を実施しており、平成23年度においては3名のレジデントに実施し、臨床研修期間中の若手医師に国際保健の現場体験の機会を与えている。 医学生や看護学生を対象とした国際保健に関する講義を積極的に実施し、6大学（看護専門学校含む）へ14名の講師を派遣すると共に、5大学から38名の学生を受け入れた。 長崎大学と連携大学院に関するMOUを締結した。また、仏語圏保健人材ネットワーク強化のための月例会と拡大セミナー（3月）を実施した（会員70名）。 独立行政法人移行に伴い平成22年6月にベトナム・バックマイ病院と再度締結した合意書（MOU）に基づいて、共同研究（11の研究課題）、人材交流、症例検討等の協力を実施した。また、年報も作成しベトナム保健省に提出した。ベトナム・バックマイ病院との協定に引き続き、ラオス・パスツール研究所、マダガスカル・保健省公衆衛生局と新規にMOUを締結し、共同研究、人材交流を開始した。 平成21年度のカンボジア及びベトナム、平成22年度のマラオスにおける疾病対策と保健システム強化に関する現地調査に引き続き、ネパールにおける現地調査を実施した。その結果をとりまとめた報告書並びに年報をWHO/WPROの保健システム強化部門に提出した。 WHO/WPROのHIV/AIDS部門 Technical Partner (技術パートナー)として国際会議に3回出席し、アジア太平洋地域におけるHIV母子感染予防対策に参画した。

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の実績
<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p>	<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的物的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等を支援し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図る。</p>	<p>(3) HIV・エイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行う。また、HIV・エイズのブロック拠点病院等を支援するとともに連携を図る。 	<p>(3) HIV・エイズ</p> <ol style="list-style-type: none"> HIV・エイズに関する取組 平成23年度のHIV・エイズ患者の診療実績は、延べ外来患者数11,031名であった。また、外部からの診療等に関する相談件数は、年間2,446件に達した。HIV診療均てん化のための全国の医療従事者に対する研修については前掲（2）モデル的研修・講習の実施（参照）のとおりである。このほか、診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子（患者ノート）を年間合計8,386冊配布するとともに、出張研修などで用いた資料等についても、全国の医療従事者がいつでも自由に閲覧、自己研修が可能となるようにACCホームページでE-learningの形で積極的に公開するなどの、情報の提供に努めた。 ブロック拠点病院等への支援 ブロック拠点病院との連携支援に関しては、医師不足で診療に窮していた石川県立病院に対し、平成22年10月より行っている月1回のACC医師派遣による外来診療サポートを継続した。また、名古屋医療センターと名古屋大学との連携を図るための合同会議をACCも参加し継続している。

<p>(4) 看護に関する教育及び研究 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行うこと。</p>	<p>(4) 看護に関する教育及び研究 国立看護大学校において看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を1コース、短期研修を4コース開催する。また、オープンキャンパスを毎年開催する。 また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。 さらに、看護研究活動を推進する。</p>	<p>(4) 看護に関する教育及び研究 ・ 研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を1コース、短期研修を4コース開催する。また、オープンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行う。 ・ 臨床看護研究推進センターにおいて、看護研究活動を推進する。</p>	<p>(4) 看護に関する教育及び研究 1. 研究課程部における教育の充実 研究課程部においては、専門性の高い看護実践能力の育成や学問的探求を通じて看護の質的向上を目指している。社会人に対する教育機会の拡大を図り、働きながら看護研究活動を継続できるように平成22年9月に長期履修制度を創設し、平成23年度においては初めて5名が活用した。 2. 認定看護師教育課程等の開催 研修部においては、がん化学療法を受ける患者等に対して全人的かつ専門性の高い看護の実践能力を育成するため、平成23年10月3日から平成24年3月16日まで、がん化学療法看護の教育課程を開講し15名が修了した。 3. 短期研修の開催 研修部においては、東日本大震災の発生を受け、急速、災害に關する研修を5月と6月に開催した。また、チーム医療推進のために、感染管理の高度実践看護に関する研修を追加企画した。それらと併せ、政策的な内容に視点をあて、前年度の受講ニーズ調査を踏まえた研修を計10コース開催した。なお、一部の研修は、地域医療における看護継続教育に貢献するため、一般公開した。 ・ 災害時の心のケアと支援者のメンタルヘルス 平成23年 5月19日 参加者： 32名 ・ 災害時の心のケアと支援者のメンタルヘルス (追加) 平成23年 6月13日 参加者： 30名 ・ フォローアップ研修 セカンドレベル 平成23年 7月20日から21日 参加者： 11名 ・ 看護研究研修 平成23年 7月25日から29日 参加者： 11名 ・ センタケア 平成23年 8月26日 参加者： 51名 ・ リンクナースのための感染防止 (基礎) *一般公開 平成23年 8月30日から31日 参加者： 74名 ・ 院内教育 平成23年 9月12日から13日 参加者： 67名 ・ がん化学療法看護コースフォローアップ研修 平成23年10月28日 参加者： 27名 ・ 家族看護 *一般公開 平成23年12月 9日 参加者： 116名 ・ 感染管理認定看護師のための高度実践研修(2日・5日) 平成24年 1月16日から20日 参加者： 63名</p>
			<p>4. 積極的な情報提供 国立看護大学校の情報提供するためオープンキャンパスを開催するとともに、近隣の医療施設に勤務する看護職員や清瀬市民を対象とした公開講座を開催した。 ・ 看護学部オープンキャンパスの開催 平成23年 7月31日 参加者： 343名 平成23年 8月27日 参加者： 309名 ・ 研究課程部オープンキャンパスの開催 平成23年 5月14日 参加者： 9名 平成23年 7月29日 参加者： 9名 平成23年11月 4日 参加者： 6名 ・ 公開講座の開催 ア) 看護の日の公開講座 平成23年 5月14日 参加者： 40名 イ) 清瀬市健康大学講演会と共催の公開講座 平成23年10月22日 参加者： 70名 また、進学予備校等が開講する大学受験者向けの進学相談会に教職員が出向き(都区内、立川及び名古屋計9回)、看護学部の情報提供を行った。 ホームページについては、看護学部・研究課程部の受験案内、オープンキャンパス、公開講座及び国際交流の実績等について掲載したことにより、110万件を超えるアクセスがあった。</p>

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標

中期計画

平成23年度計画

平成23年度の業務の実績

			<p>5. 臨床看護研究活動の推進 国立高度専門医療研究センターの看護師等が行う臨床看護研究を推進するため、臨床看護研究推進センターにおいて、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究19件の継続指導を行った。</p> <p>6. 国立看護大学校研究紀要の発行 国立看護大学校における研究の推進と研究成果を外部に周知するとともに、国立高度専門医療研究センターの看護師等の研究活動に資するため、平成24年3月に研究紀要を発行し、各国立高度専門医療研究センターに配布した。</p>
--	--	--	---

第3 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とすため、定期的な事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組みとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるとすること。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。</p> <p>センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。</p> <p>① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し</p> <p>② 共同購入等による医薬品、医療材料等購入費用の適正化</p> <p>③ 一般管理費（退職手当を除</p>	<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を果たすことができるよう組織内の企画立案、調整、分析機能の高めるとともに、人的・物的資源を有効に活用し、ガバナンスの強化を目指した体制を構築する。</p> <p>さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。</p> <p>総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けるとすること。</p> <p>その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行う。</p> <p>また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。</p>	<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>センターとしての使命を一切に果たしていくために、高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制の整備とあわせて、組織の適正化など効率的な業務運営体制を構築する。</p>	<p>1. 効率的な業務運営に関する事項</p> <p>(1) 効率的な業務運営体制</p> <p>1. 高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制整備 招へい型任期付職員や若手育成型任期付職員については年俸制を導入するとともに、高度の専門的な知識、技術等を有する者及び研究者として高い資質を有する者など優秀な人材を公募により採用し、高度先駆的医療や臨床研究推進などのための体制整備を図った。 公募による採用実績 H22 ⇒ 25名（うち任期付研究員の採用 14名） H23 ⇒ 29名（うち任期付研究員の採用 8名）</p> <p>2. 臨床研究推進のための基盤整備 病院内で臨床研究を円滑に進めるために、臨床研究センターの体制整備を図り、研究支援部の室長を新たに3名任命し、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築も含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制を整備した。</p> <p>また、国際協力医学研究財団が行っていたデータマネジメント業務(JCRAC)を臨床研究センターが引き継ぎ、データセンター一長とデータマネジャーを増強することで、臨床研究に必要なデータマネジメントの機能を当センターにおいて活用できる環境を整備した。</p> <p>3. 組織の適正化、効率的な業務運営体制 センターの庶務を司る管理部門にあたる総務部、人事及び労務管理にあたる人事部、経営状況の把握及び経営戦略の立案にあたる企画経営部、総理及び施設管理にあたる財務経理部の4部体制のほか、国府台病院の事務を司る事務部を置き効率的な運営に取り組みとともに、事務部門全体の効果的連携や総合調整等を行う体制を整備し、平成24年4月から統括事務部を設置した。</p> <p>また、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室によるガバナンス体制の強化を図り、監査室では、平成23年度においても内部監査を実施した。</p> <p>さらに、国府台病院の事務及び看護大学の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営を引き続き行った。</p> <p>4. 技能職常勤職員の離職後の不補充 技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託化又は短時間の非常勤職員での補充とした。</p> <p>平成22年度 【退職者数】6名 調理師3名退職後、外部委託により不補充 看護助手2名退職後、非常勤職員での後補充 薬剤助手1名退職後、業務見直しにより不補充</p> <p>平成23年度 【退職者数】2名 交換手1名退職後、外部委託により不補充 ボイラー1名技師長退職後、外部委託により不補充</p>

く。)について、平成21年度に比し、中期目標期間の最終年度において15%以上の削減
 ④ 医療未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

① 副院長複数制の導入
 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革
 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

① 副院長複数制の導入
 ・ 副院長の役割に応じて複数設置し、また、特命事項を担う副院長の設置については、院内における位置付けを引き続き検討する。

② 事務部門の改革
 ・ 事務部門については、センターの使命を適切に果たすための企画、立案、調整、分析機能の向上及びガバナンスの強化を目指した体制とし、効率的・効果的な運営体制とする。また、戸山地区に一元化した財務・給与業務については、より効率的な体制となるよう業務分担の見直しを引き続き行う。

① 副院長複数制の導入

副院長の役割と院内での位置付けを明確化し、センター病院及び国府台病院において副院長複数制を導入した。
 また、機能に応じて特命事項を担う副院長の設置については、特命事項や院内の位置づけの検討を行い必要に応じて設置することとしたが、平成23年度については設置していない。

【副院長の役割】

- センター病院（3名体制）
 - ・ 総括担当
 - ・ 教育研修・臨床研究推進担当
 - ・ 医療安全・患者サービス担当（欠）
- 国府台病院（2名体制）
 - ・ 診療・運営・人事管理担当
 - ・ 医療訴訟・教育研修・医療安全・危機管理担当（欠）

② 事務部門の改革

1. 効率的な組織体制の構築
 センターの庶務を司る管理部門にあたる総務部、人事及び労務管理にあたる人事部、経営状況の把握及び経営戦略の立案にあたる企画経営部、経理及び施設管理にあたる財務経理部の4部体制のほか、国府台病院の事務を司る事務部を置き効率的な運営に取り組むとともに、事務部門全体の効果的連携や総合調整等を行う体制を検討し、平成24年4月から統括事務部を設置した。
 また、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室によるガバナンス体制の強化を図り、監査室では、平成23年度においても内部監査を実施した。
2. 業務の一元化
 国府台病院の事務及び看護大学の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営を引き続き行った。
3. DPCの導入に向けた見直し
 DPC対象病院に参加することを希望し、平成22年7月よりDPC準備病院として調査データとして調査を開始したことから、調査データの精度を高めるべく、事務部門の見直しを行い関係する医事室の強化を図った。
 また、平成24年4月からの導入に向け、平成24年1月より「DPC室」を設置し、DPCコーディネーター、DPCチェック、医師及び看護師等からのDPCに関するQ&A、DPC業務全般の内容精査、DPC運用の精査などの業務を行っている。

※DPC：Diagnosis Procedure Combination の略称で急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当りの包括評価制度のこと。

	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <p>センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すこととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p>	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度の予定損益計算において、経常収支率が約96%となるよう経営改善に取り組む。また、費用対効果等に着眼し適切な事務・事業の見直しを推進する。 無駄削減への取組として、職員一人一人の経営意識の向上を目指した取組を、職員研修等を通じて行う。 	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <p>1. 収支改善の推進</p> <p>センターで実施する業務の特性を考慮し、より効率的・効果的な運営体制となるよう、研究所、病院、国際医療協力及び看護大学校それぞれの運営方針に準じ、事務部門も含めた職員の適性配置を行い、外部資金の受入や病院における診療報酬上の基準の新規取得など収益の増を促すとともに、棚卸しの見直しによる材料費や業務内容の見直しによる人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、収支改善に向けた取組を行った。</p> <p>特に、東日本大震災の影響と考えられる受診抑制により、計画していた患者数の確保が厳しい中でセンター病院においては、患者層の分析を行い個室料金や個室率(33.6%→31.5%)の引き下げ、地域医療連携の強化に取り組み、8月以降入院患者の確保に努め、また、国府台病院においては一般診療科の強化を目指した入院基本料7:1を確保するなど、病院による医療収益243億円計上し、医療収支率は98.2%(計画97.6%)と計画を上回った。</p> <p>【新たに取得した主な施設基準】</p> <p>①センター病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保護入院等診療料(H23.4.1) 経皮的中隔心筋焼灼術(H23.9.1) 救命救急入院料1充実段階A加算(23.11.1) 地域歯科診療支援病院歯科初診料(H23.4.1) <p>②国府台病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品安全性情報等管理体制加算(H23.4.1) 埋込型心電図記録計移植術(H23.12.1) 埋込型心電図記録計摘出術(H23.12.1) 大動脈バルーンパンピング法(H23.12.1) <p>【上位施設基準取得となった主なもの】</p> <p>②国府台病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般病棟入院基本料10:1→7:1(H23.5.1) <p>他方、センター病院の新病棟完成等に伴う減価償却費の平年度化(+10.4億円)、診療機能の充実強化及び臨床研究基盤整備に伴う人件費増(+7.7億円)などの費用増(+24億円)があり、センター全体の経常収支率は94.6%となり計画を下回る結果となった。</p> <p>加えて更なる収支改善に向けてセンター病院における診療科別の経営分析を行い、現状把握とその対応等を検討した結果、外科系部門の強化に取り組むとともに、平成24年度においてセンター全体で経営改善を開始した。</p> <p>2. 関連する事務・事業の見直し</p> <p>平成23年度においては、以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉権者との徹底した価格交渉 複数年契約の実施(電気供給、庁舎ガス供給、廃棄物収集・運搬・処理及びびシステム関係保守等の業務委託) NHK料金の見直し(事業所割引の適用) <p>3. QC活動に対する取組み</p> <p>センターのミッション達成に向けて、また、法人として自律的・効率的な運営を目指す上で、自分自身を正確に知ることが及びそれぞれが目標を持つことを基本に、職員がそれぞれの目標に向けてさらに一歩進んだ取組みや活動を行うことが重要となることから、積極的な取組みを推進するための手法としてQC活動を平成22年7月より開始した。</p> <p>QC活動については、各部門におけるあらゆる課題について様々な創意工夫を凝らし、職員1人1人が職務・職責を超え、お互い協力し合いながら業務の改善や質の向上に向けた活動を行うものであり、接遇に関するものなどの提案があり、各チームによる活動が開始されている。</p> <p>【QC活動の事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> チームスマイル活動：医療職員の身だしなみに関して、アンケート実施、結果公表及び継続的フォローアップを行い、患者対応、職員間コミュニケーション等について、継続的な改善を促す活動を行った。
--	--	--	---

	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に合わせたものとなるよう見直しを行う。</p> <p>② 材料費の節減 医薬品、医療材料等の購入方法、契約単価の見直しにより、材料費率の抑制に努める。</p>	<p>① 給与制度の適正化 給与水準等については、民間等の従業員の給与等を参考に、業務の内容・実績に合わせたものとなるよう見直しを行う。</p> <p>② 材料費の節減 医薬品及び医療材料等の購入に当たっては、材料費率の抑制を図るため、調達方法・契約単価を見直すとともに、在庫管理の効率化等を推進し費用の節減に努める。</p>	<p>4. 職員研修の実施 病院・病棟運営において、組織として経営に参加する必要があることから、看護師等を対象に医療と経営について研修会を開催した。(平成24年2月6日 受講者数80名)</p> <p>① 給与制度の適正化 職員給与の基本給については、独法移行を機に職務給与(職員の職務内容と責任に応じた給与)の原則に従い、民間の給与水準や国立病院機構との均衡等も考慮した上で、より職員の職務内容と責任に応じた給与カーブとするなど、給与制度を見直した。また、法人運営に与える影響が大きさい、管理・監督的立場にある医長・室長以上の職員(医師・研究員)の給与については年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど改善を進めている。さらに、任期付職員(招へい型)についても、職務に対するインセンティブを高めるため年俸制を導入し、優秀な人材の獲得を可能とした。 民間春季賃上げ状況や人事院勧告等を総合的に判断して職員給与規程を改正し、平成22年12月1日に施行し現在に至っている。</p> <p>【主な見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高齢層の基本給月額引き下げ ・業績手当については、年間4.15月分を0.2月分引き下げ ・医師等の給与については、民間給与の状況などを考慮し、現行水準に据置 <p>② 材料費の節減</p> <p>1. 医薬品等の共同入札の実施 (1) ナショナルセンターによる共同入札 医薬品、検査試薬及び医療材料については、契約事務の合理化、効率化及び契約単価を増やすことによるスケールメリットを活かし、医薬品等の価格低減を図ることを目的として、6ナショナルセンターによる共同入札を実施している。 【節減額】 58,229千円 (22年度 23,950千円)</p> <p>【共同入札の品目数及び割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬品：4,181品目(総契約品目数 4,370品目) 95.7% (22年度 86.2%) → 9.5%増 ・検査試薬：3,138品目(総契約品目数 3,138品目) 100.0% (22年度 62.7%) → 37.3%増 ・医療材料：896品目(総契約品目数 4,445品目) 20.2% (22年度 21.0%) → 0.8%減 <p>(2) センター病院、国府台病院による共同入札 在宅医療機器賃借、X線フィルムについては、センター病院と国府台病院との共同入札を実施し、賃貸借料及びフィルム費用の抑制を図った。また、精米の共同入札も実施した。 【節減額】 271千円 (22年度 240千円)</p> <p>(3) 医用画像情報システムの導入 平成22年度より国府台病院においてフィルムレス化を推進するため医用画像情報システムを導入し、フィルム費用の節減を図っているが、平成23年度においても費用の節減を図った。 【節減額】 11,547千円 (22年度 13,960千円)</p> <p>2. 入札方法変更による価格交渉 独立行政法人化に伴い新たに会計規程を制定し、競争入札を採用した場合、第一交渉権者を決定した後、さらに価格交渉を行い、契約価格を決定することができるとし契約金額の抑制を図った。 【節減額】 231,414千円(152件) (22年度 20,685千円)</p>
--	--	---	--

	<p>③ 一般管理費の節減</p> <p>平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化</p> <p>建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p>	<p>③ 一般管理費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> センター内の業務の見直し等により、一般管理費(退職手当を除く。)の経費節減に向けた業務運営体制を目指す。 <p>④ 建築コストの適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場単価を導入することにより、建築コストの削減を図り、投資の効率化を図る。 	<p>3. 材料費の抑制</p> <p>医薬品等の共同入札による経費削減やSPDによる適正な在庫管理により材料費の抑制を図っている。しかし、今年度の材料費率については、前年と同率程度となっている。これはセンター病院においては入院患者数が減となっているが、高額ながん治療薬や血液製剤の使用患者が増加したこと。また、国府台病院においては、一般病床の入院患者数及び外来患者数の増加に伴い、薬品及び処置手術等の件数が増加したことが原因で材料比率が上昇した。</p> <p>【材料費率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>センター病院</td> <td>35.5%</td> <td>34.4%</td> <td>34.4%</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>20.2%</td> <td>17.7%</td> <td>18.0%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>32.4%</td> <td>31.1%</td> <td>31.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 適正な在庫管理</p> <p>(1) SPD(Supply Processing Distribution:物品管理の外注化)による在庫管理</p> <p>平成22年度より、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による診療報酬の請求漏れ防止、使用品目の統一化による費用削減などを行うため、SPDを導入し適正な在庫管理による効率化を図っている。</p> <p>また、電子カルテ導入に伴い物流管理システムを導入し、診療材料の消費管理のシステム化を図り、在庫数の見直し・検討等適切な在庫管理を行っている。</p> <p>(2) 部署定数見直しによる在庫の縮減</p> <p>平成23年12月に、各部署の診療材料の定数を見直し、センター全体での在庫の縮減を図った。</p> <p>【節減額】 5,044千円 (22年度 4,646千円)</p> <p>5. 後発医薬品の利用促進</p> <p>平成23年度においては、次年度よりDPCに移行することに伴い、後発医薬品の利用促進のために以下の取組を行った。まず、後発医薬品を選定するための選定基準を設けた。この基準に従って後発医薬品評価表を用いて先発医薬品と品質、有効性、安全性およびメーカーからの情報提供や供給体制等必要な項目について比較するとともに、リスクマネージメントの観点から、医薬品名称や外観等の類似性を考慮することとした。評価内容は、①品質の確認、②適応症の比較、③医療安全面の重視とすることとし、薬剤員会において切り替えることを承認することとされた。さらに、医薬品購入金額の上位から後発医薬品切替候補を15品目選定し、薬剤委員会事務局(薬剤部)において、評価を行った。</p> <p>③ 一般管理費の節減</p> <p>一般管理費(退職手当を除く。)については、委託費の見直し等による費用節減により平成21年度に比し150百万円(▲19.1%)減少し、634百万円となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>783百万円</td> <td>674百万円(対21' ▲14.0%)</td> <td>634百万円(対21' ▲19.1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 建築コストの適正化</p> <p>平成23年度に発注した工事(教育研修棟新築工事(戸山)、新棟整備第2期その他工事、教育研修棟整備その他工事(国府台)等)については、市場単価を100%採用するとともに、入札に当たっては最低制限価格を設けないことにより、業者間の競争を促し、コストの削減を図った。</p> <p>【落札率】</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育研修棟新築工事(戸山) 86.8% 新棟整備第2期その他工事 99.6% 教育研修棟整備その他工事(国府台) 97.5% 		平成21年度	平成22年度	平成23年度	センター病院	35.5%	34.4%	34.4%	国府台病院	20.2%	17.7%	18.0%	全体	32.4%	31.1%	31.1%		平成21年度	平成22年度	平成23年度	一般管理費	783百万円	674百万円(対21' ▲14.0%)	634百万円(対21' ▲19.1%)
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																								
センター病院	35.5%	34.4%	34.4%																								
国府台病院	20.2%	17.7%	18.0%																								
全体	32.4%	31.1%	31.1%																								
	平成21年度	平成22年度	平成23年度																								
一般管理費	783百万円	674百万円(対21' ▲14.0%)	634百万円(対21' ▲19.1%)																								

	<p>⑤ 収入の確保</p> <p>医療未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めることで、平成21年度に比して(※)医療未収金比率の縮減に取り組む。</p> <p>また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p> <p>※ 平成21年度(平成20年4月～平成22年1月末時点)医療未収金比率0.13%</p>	<p>⑤ 収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療未収金の新規発生防止の取組を推進し、定期的な支払案内等の督促業務を行い回収に努めるとともに、法的手段の実施についても検討を進める。 適正な診療報酬請求事務の推進に当たっては、外部ツールによる精度管理を実施するとともに、医師をはじめ委託職員も含めた勉強会を定期的に開催し、院内におけるレセプト点検体制の確立を図る。 	<p>⑤ 収入の確保</p> <p>1. 医療未収金の回収及び発生防止策の実施 医療未収金の回収について、債務者の個別管理を徹底し、債務者ごとの状況(例：分納者について、毎月の入金状況を確認し、1ヶ月でも入金がなければ、すぐに連絡する態勢とした。)に応じた督促方法に見直しを行った。 また、発生防止策として、督促担当者と入院係、会計窓口係との連携を密に行うこととし、滞納患者情報の共有化を図り、督促対象患者への高額療養費の貸付制度の案内の徹底を図った。</p> <p>【医療収益に対する医療未収金の割合】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>医療収益</th> <th>医療未収金</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度(H22.1未現在)</td> <td>38,716,599千円(H20.4～H22.1)</td> <td>49,574千円</td> <td>0.128%</td> </tr> <tr> <td>平成22年度(H23.1未現在)</td> <td>40,809,309千円(H21.4～H23.1)</td> <td>49,963千円</td> <td>0.122%</td> </tr> <tr> <td>平成23年度(H24.1未現在)</td> <td>42,872,968千円(H22.4～H24.1)</td> <td>38,485千円</td> <td>0.090%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(対前年度0.032ポイントの改善)</p> <p>2. 診療収入増の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療報酬請求時に外部ツールによる「レセプト点検」を毎月実施している。 外部ツールによる「精度管理調査」を平成23年3月に実施した。 調査対象 平成23年9月診療分 外来 105件 入院 74件 調査方法 一定の割合で抽出したカルテ・伝票・レセプトの3点を突合して不備をチェックする。 調査内容 算定上の不備、起票上の不備、カルテ記載の不備等の確認を行い、算定誤り、算定漏れ等の実態を把握する。 毎月1回「レセプト担当者会議」を開催し、各診療科の医長クラスが参加のうえ、「精度管理調査」、「レセプト点検」等の結果による問題の改善並びに審査減の確認、防止対策の検討を行っている。 		医療収益	医療未収金	割合	平成21年度(H22.1未現在)	38,716,599千円(H20.4～H22.1)	49,574千円	0.128%	平成22年度(H23.1未現在)	40,809,309千円(H21.4～H23.1)	49,963千円	0.122%	平成23年度(H24.1未現在)	42,872,968千円(H22.4～H24.1)	38,485千円	0.090%
	医療収益	医療未収金	割合																
平成21年度(H22.1未現在)	38,716,599千円(H20.4～H22.1)	49,574千円	0.128%																
平成22年度(H23.1未現在)	40,809,309千円(H21.4～H23.1)	49,963千円	0.122%																
平成23年度(H24.1未現在)	42,872,968千円(H22.4～H24.1)	38,485千円	0.090%																
<p>2. 電子化の推進 (1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。</p> <p>また、電子カルテシステムや円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p>	<p>2. 電子化の推進 (1) 電子化推進による業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。 	<p>2. 電子化の推進 (1) 電子化推進による業務の効率化</p> <p>1. 職員専用ホームページ機能の充実 センター職員専用ホームページについて、平成23年度は職員メールアドレス検索機能及び内線番号表など、職員のための機能の充実を図った。</p> <p>2. 業務の効率化 職員に対する連絡事項及び委員会議事については、電子メールや職員ホームページを活用し、電子化を推進することにより、事務処理の効率化・省力化を図っている。</p> <p>3. セキュリティの向上 センター職員専用ホームページサーバーについては、外部からの不正進入を防御するためウイルスソフトを更新導入し、セキュリティの向上を図った。また、「院内LAN使用のルールとマナー」を策定し、職員ホームページに掲載することにより徹底を図っている。</p>																	

	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。 	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務会計システム及び経営分析システムを活用し、経営状況の把握、分析、評価が可能な体制とするとともに、電子カルテシステム及び物流システムとの連携を図り、精度を高める体制を構築する。 	<p>4. 電子カルテシステムの導入 センター病院においては、新病棟移転に合わせて電子カルテシステムを導入した。これによりペーパーレスな診療体制と、医師をはじめとする全スタッフ間の診療情報の共有が可能となりチーム医療の更なる充実強化を図った。さらに、電子カルテに蓄積された診療情報により、臨床研究の推進や、部門別・診療科別収支状況などの分析を行い経営改善のための資料としている。</p> <p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>1. 財務会計システムの導入 企業会計原則に基づく会計処理という新たな会計制度への移行に対し、財務会計に携わる関係職員が適切に対応できるよう、独立行政法人移行準備の段階より習熟研修やシステム説明会が実施され、さらに移行後にあらためて実施した財務会計処理に関する習熟研修を通じて、財務会計システム稼働後の適正な運用について再確認を行った。</p> <p>2. 経営分析システムの導入 平成22年度より導入した経営分析システムは、財務会計システム、医事システム及びび人事給与システム等のデータを利し、病院における部門別損益計算を行い、各種経営管理指標を算出し、部門毎の経営状況の把握を行うことにより経営改善のための参考資料として活用している。平成23年度においては、電子カルテシステムデータ(DWH)、物流システムデータについてデータ連携を行い精度向上を図った。 また、月次決算及び各種経営指標等については、各部門長が集うセンター管理会議において周知し、職員HPへの掲載をさらに、職員からの意見・提案を広く受け付ける提案箱を引き続き設置し、経営改善に役立てる仕組みとしている。</p>
--	---	--	--

<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施するとともに、随意契約の適正化を図ること。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監査室による内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び会計監査、監査法人による外部監査を実施する。 契約事務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、及び透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>3. 法令遵守等内部統制の適切な構築 1. 内部統制体制の有効性に関する評価 独立性・客観性を持った内部監査、監事による業務監査及び会計監査、会計監査人による外部監査を実施することにより、内部統制体制の有効性について評価を行った。 2. 監査室による内部監査の実施 戸山地区、国府台地区、清瀬地区の3事業場を対象とし、平成22年度の内部監査結果を踏まえ平成23年度の内部監査計画において重点監査項目を策定し、前回監査の指摘事項に対する改善状況、諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性について監査を実施した。 (1) 重点監査項目 ① 外部資金による研究費の経理に関する事項 ② 固定資産(物品)の管理に関する事項 ③ 保有個人情報に関する事項 ④ 旅費の経理に関する事項 ⑤ 公的研究費の業者預け金及び取引業者の債権・債務残高調査に関する事項 ⑥ 法人文書の管理に関する事項</p>
		<p>3. 監事による業務監査・会計監査の実施 独立行政法人化2年度目である当法人は、理事長のリーダーシップのもとで適正かつ効率的な業務運営が使命とされており、積極的なマネジメント改革への取組みが進められているところである。平成23年度は中期計画に沿った法人の業務及び組織運営が実践されているかに留意し監査を行った。 業務監査については、理事会、運営委員会等(契約審査委員会、施設整備委員会、医療機器整備委員会)の法人の運営に重要な会議への出席、重要書類の閲覧並びに業務運営状況の実態把握のため、関係部門担当役員からのヒアリングを実施した。 また、会計監査については、会計監査人からの監査報告を基に会計処理の適正性及び準拠性、財務諸表等に関する信頼性について監査を実施した。 (1) 業務監査 ① 法人化後の組織が中期計画達成に向けて、有効かつ効率的に機能しているか。また、内部統制組織整備への取り組み状況は十分か。 ② 法人役員の業務執行が、「中期計画」のもとで策定された「年度計画」に沿って的確に実施されているか。 ③ 法人の業務運営上のリスク管理、コンプライアンス体制は十分か。特に個人情報保護に関する管理体制は適切か。 (2) 会計監査 ① 財務会計システムの運用が適切になされ、月次決算や各種計数管理がそれぞれの部門に周知され有効に活用されているか。 ② 財務諸表等の作成責任の自覚と年度決算確定手続きについての運用状況は適切か。 ③ 会計監査人との連携を密にし、内部統制上の指摘事項に関する法人の取組状況は適切か。 ④ 年度財務諸表等の会計監査に関しては、会計監査人の監査結果に依拠できるかどうか。会計監査人からヒアリングを実施するとともに、必要に応じて自らも主要項目について会計処理の内容及び決算書等の開示内容のレビューを行った。</p> <p>4. 会計監査人による外部監査の実施 戸山地区、国府台地区、清瀬地区の病院、研究所、大学校、事務部門について、会計処理の適正性及び準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく以下の監査を実施した。 (1) リスク評価手続 ① 医療業界の状況、事業内容、運営方針、中期目標・中期計画・年度計画、内部統制の整備・運用状況等に関連するリスクを理解するため、理事長と関連部門責任者とデイスカッションを実施した。 ② 主要業務取引のプロセスにおける内部統制が運用に供されているかを取引開始から財務諸表作成まで会計帳票や証拠</p>

		<p>の確認によるウォークスルーを実施した。</p> <p>(2) リスク対応手続き</p> <p>① 主要業務取引のプロセスにおける内部統制について、運用状況の有効性に関する監査証拠を入手するため統制テストを実施した。</p> <p>② 財務諸表の重要な虚偽表示を看過しないよう、実証手続きを実施した。</p> <p>(3) 財務諸表等の監査</p> <p>① 財務諸表等が法人の財務情報等を適切に表示しているか、通則法を始めとする関連法規に準拠して作成されているかを監査を実施した。</p> <p>(4) その他当期に重視した監査</p> <p>① センター病院及び国府台病院で更新された医事会計システムが適切に運用されているか検証を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス権限管理、領収書管理機能、履歴管理機能、医事会計システムの稼働額データと財務会計システムの収益計上額の整合性等 <p>② 財務諸表作成過程における業務フローを確認し、内部統制が有効に整備・運用されているかを評価した。</p> <p>③ 貸倒引当金、賞与引当金、退職給付引当金等について、見積額の合理性を検討した。</p> <p>④ 固定資産計上金額の妥当性及び減価償却金額の適正性について検討した。</p> <p>5. 契約事務の競争性、公正性及び透明性の確保</p> <p>(1) 契約審査委員会の開催</p> <p>毎月1回、外部有識者を含む委員で構成する契約審査委員会を開催している。当委員会には監事も陪席し審議に参加している。</p> <p>(2) 契約情報の公表</p> <p>国立国際医療研究センター契約事務取扱細則に基づき、一般競争並びに随意契約の契約情報について、以下の公表基準によりホームページに公表している。</p> <p>公表基準：予定価格100（賃貸借契約は80）万円を超える契約</p> <p>(3) 契約監視委員会における点検・見直し</p> <p>「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成23年11月9日に開催し、以下のとおり点検・見直しを実施した。</p> <p>① 審議対象案件（平成23年1月から9月までに締結した契約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性のない随意契約42件 ・ 一者応札・一者応募となった契約37件 <p>② 点検・見直し結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性のない随意契約42件のうち、引き続き随意契約によらざるを得ないものは34件、次回契約までに再審議を要するものは8件であった。この8件については、平成24年4月11日開催の契約監視委員会にて審議を行い、引き続き随意契約でやむを得ないものとなった。 ・ 一者応札・一者応募の契約37件については、医療機器等の保守業務で機器メーカー一連の業者で1者応札となったものが17件、また、医療や研究において特殊性があり、仕様内容に対応可能な専門業者に限られた機器の調達に19件であった。また、応札しなかった業者に対するアンケート調査も実施しているが、回答率が低いので回収率向上について検討することとされた。 <p>(4) 一者応札、一者応募にかかる改善方策</p> <p>平成22年度中に入札を実施した平成23年度契約分のうち、一者応札による契約については、契約者以外の応募者に対して、改善すべき点等についてアンケートを実施した。</p> <p>23年度においては、当該アンケート結果を考慮して入札時期や仕様書の見直しを行い改善を図った。</p> <p>また、一者応札、一者応募の契約があった場合は引き続きアンケートを実施している。</p>
--	--	--

<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>1. 自己収入の増加に関する事項 感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項 ・ 民間企業等からの外部資金（寄附や受託研究等）の獲得を推進する。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項 寄付金については、当センターと友好関係にあるラオス国（ラオスパズツール研究所）との間で重要寄生虫疾患（マラリア及びメコン住血吸虫症など）の研究に対する企業からの資金提供などで平成23年度においては、80,384千円となった。 また、受託研究についても、独立行政法人化後「受託研究取扱規程」を全面的に見直し、契約金の前払制から出来高払制にするなど依頼者（企業）側が委託しやすい環境に配慮した制度を構築し、総額で412,078千円となった。 また、国等の競争的研究費についても積極的に申請を行い、総額で948,238千円となった。</p>
<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成23年度については、センター病院において、センター機能の更なる発展のため、新棟整備第2期その他工事（外來棟新築等整備工事）を4ヶ年計画で行うこととし、7億円の借り入れを行った。 また、固定負債（長期借入金の高）については、約定どおり償還を行った。</p>	<p>【受託研究受入額】 平成22年度 388,919千円(38件) → 平成23年度 412,078千円(47件) 対前年度 +23,159千円(+9件)</p> <p>【国等の競争的研究費受入額】 平成22年度 276,818千円(78件) → 平成23年度 175,783千円(99件) 対前年度 -101,035千円(+21件) 厚生労働科学研究費 521,790千円(70件) → 478,174千円(74件) 対前年度 -43,616千円(+4件) 医薬基盤研究所受託研究費 146,970千円(5件) → 143,870千円(5件) 対前年度 -3,100千円(±0件) 科学技術振興機構受託研究費 157,065千円(7件) → 150,411千円(9件) 対前年度 -6,654千円(+2件) 合 計 1,102,643千円(160件) → 948,238千円(187件) 対前年度 -154,405千円(+27件)</p> <p>【寄附金受入額】 平成22年度 551千円(5件) → 平成23年度 3,480千円(9件) 対前年度 +2,929千円(+4件) 個人より 39,711千円(52件) → 76,904千円(72件) 対前年度 +37,193千円(+20件) 企業より 40,262千円(57件) → 80,384千円(81件) 対前年度 +40,122千円(+24件) 合 計</p>
<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適正なものとなるよう努めること。</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成23年度については、センター病院において、センター機能の更なる発展のため、新棟整備第2期その他工事（外來棟新築等整備工事）を4ヶ年計画で行うこととし、7億円の借り入れを行った。 また、固定負債（長期借入金の高）については、約定どおり償還を行った。</p>	<p>【長期借入金残高】 期首 18,243百万円 期末 18,328百万円(対前年度100.5%)</p>

	<p>(1) 予算別紙2 (2) 収支計画別紙3 (3) 資金計画別紙4</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>(1) 予算別紙2 (2) 収支計画別紙3 (3) 資金計画別紙4</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 なし</p> <p>第6 剰余金の使途 決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額 平成23年度における短期借入金はない。</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画 平成23年度における重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画はなく、その実績もない。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成23年度決算における利益剰余金は計上していない。</p>
--	--	--	---

<p>第5 その他業務運営に関する重要事項 1. 施設・設備整備に関する事項 施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する計画 中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 ・ 感染症その他の疾患及び主要な診療科を網羅した総合的な医療提供を目指し、チーム医療を前提とした質の高い全人的な高度専門、総合医療と臨床研究開発の実現に向け、長期的なグラウンドゼロインのもとに医療の高度化、経営改善、患者サービス向上を目指した整備の実施に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設・設備整備に関する事項 ・ 戸山地区 平成23年度においては、平成22年度に引き続き、旧中央棟の解体を行った。(平成24年4月完了) 解体に引き続き、解体跡地への新棟の外来部門の新築や既存外来棟の改修、放射線治療棟改修などを行うため「新棟整備第2期その他工事」を平成24年1月に発注した。 教育研修棟新築整備工事については、平成23年9月に発注した。なお、教育研修棟新築工事の建設位置にある保育所等の仮設移転・解体工事については、平成22年度に引き続き行い、平成24年1月に完了した。 ・ 国府台地区 平成23年度においては、肝炎・免疫研究センター及び病棟を平成22年度に引き続き施工し、平成24年3月に完成した。引き続き、平成24年度に外来管理棟の準備工事に着手する予定。 教育研修棟整備その他工事については、平成23年11月に発注した。 ・ 清瀬地区(国立看護大学校) 平成23年度においては、非常用発電装置設置工事を平成23年12月に発注した。</p>
<p>2. 人事の最適化に関する事項 センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。 また、年功序列を排し、能力・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>2. 人事システムの最適化 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入すること。当該制度の適切な運用を行うことにより、優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営につなげる。 非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。 女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できよう、医師とその他医療従事者との役割分担を明確的に見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>2. 人事システムの最適化 ・ 職員の業績評価制度については、評価結果を踏まえた職員の給与等への反映を実施し、適切な運用を継続する。 ・ 国をはじめ民間等との人事交流を行い、組織の活性化を図る。 ・ 女性の働きやすい職場を目指し、職員への意見募集を行うなど改善に努める。 ・ 医師の本来の役割が発揮できよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職場環境の整備に努める。</p>	<p>2. 人事システムの最適化 1. 業績評価制度の導入 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入した。 (1) 年俸制職員(副院長、副所長、部長、医長、室長等)年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施しあらかじめ評価における到達目標を被評価者ととも確認した上で評価を実施した。 (2) 役職職員及び一般職員 平成22年度に引き続き業績評価を実施し、平成23年6月期及び12月期の業績手当に反映させた。併せて業績評価により平成24年1月の昇給についても反映した。 2. 人事交流の実施 優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。 国との人事交流 厚生労働省 10名 転入者 厚生労働省 10名 防衛省 1名 法務省 1名 国立病院機構 36名 転入者 国立病院機構 29名 他NC 8名 他NC 9名 3. 職場環境の整備 (1) 女性が働きやすい環境の整備 女性が働きやすい職場を目指し以下の取組を行っている。 ・ 育児短時間勤務の導入 ・ 育児休業の周知徹底 ・ センター敷地内における保育所の運営 ・ 看護職員の二交代制の導入(センター病院14看護単位、国府台病院3看護単位導入) ・ 女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして希望による診察衣・看護衣を購入し配布</p>

	<p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <p>良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。</p> <p>特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <p>また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。</p>	<p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮する。 <p>特に、二交代制勤務の導入など医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、福利厚生面の充実し離職防止や復職支援の対策を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。 	<p>した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「バースデイ休暇」の導入（看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できるとする取組） ・ 健康診断において乳がん検診を実施。 <p>(2) 医師とその他医療従事者との役割分担の見直し 医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。</p> <p>医師事務作業補助者については、新規採用の際には、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に2週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ワークにて研修を実施、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、配置している。</p> <p>【採用実績】 医師事務作業補助者 平成23年度13名配置</p> <p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <p>1. 看護師等職員確保対策の推進 平成22年4月より薬剤師、放射線技師、検査技師、救急科医師、平成22年9月より救急救命士の勤務について二交代制勤務を導入し、平成23年1月には看護師の二交代制勤務を一般病棟に拡大するなど勤務の多様性を取り入れ、職員にとつてのワークライフバランスの充実により、職員の確保対策及び復職支援を図った。</p> <p>看護師確保については、センター内に看護師確保プロジェクトチームを設置しセンター全体での看護師確保のための体制を整備したほか、院内見学会等を実施するとともに、業者主催の説明会等に参加し募集活動を行った。また、ホームページについてもリニューアルし、広報活動を行った。</p> <p>【センター病院】 ・院内見学会5回、院内説明会1回、業者主催説明会6回、大学等主催説明会5回 学校訪問24回、NHO主催説明会5回</p> <p>【国府台病院】 ・学校訪問8回、業者主催説明会7回、大学等主催説明会7回、NHO主催研修会5回</p> <p>新人看護師育成については、教育計画を作成し、新人ローテーション研修を行い新人看護師の離職に努めた。また、職場不適応傾向の見られた職員については、他病棟等への配置換を行い離職防止に努めた。</p> <p>臨床研修医及びレジデントの確保については、募集案内をリニューアルするとともに業者主催の説明会に参加、院内見学会を開催し募集活動を行った。</p> <p>【開催実績】 院内見学会説明会2回</p> <p>2. 処遇改善（諸手当の改善） 医師、看護師等の医療従事者においては、勤務実態に応じた諸手当を引き続き支給した。</p> <p>【勤務実態に応じた手当】 夜間看護等手当、救急医療体制等確保手当、救急呼出待機手当、専門看護手当、附加職務手当 医師手当の加算部分（専門医等の資格に係る手当）、ヘリコプター搭乗救急医療手当、</p> <p>3. 公募による人材確保 幹部職員など専門的な技術を有する者については、全て公募を行っている。また、より柔軟な有期雇用契約が可能となったことから、特に任期付研究職員について優秀な人材の確保に努めた。</p> <p>【公募による採用実績】 29名（うち任期付研究員の採用 8名）</p>
--	---	---	---

中期目標	(2) 指標	(2) 指標	2) 指標
<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するため、定期的に職員の見解を聞くよう、努めること。</p>	<p>(2) 指標</p> <p>センターの平成22年度期首における職員数を1,527人とするものの、医師、看護師等の医療従事者は、医療ニーズに適切に対応するために、変動が見込まれるものであり、中期目標の期間においては、安全で良質な医療の提供に支障が生じないよう適正な人員配置に努める。</p> <p>特に、技能職については、外部委託の推進に努める。</p> <p>(参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み57,179百万円</p>	<p>(2) 指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正な人員配置等により人件費率の抑制に努めるとともに、技能職については、外部委託の推進を図る。 	<p>1. 救急医療及び高度専門医療等への対応 安全で良質な医療の提供を行うため、医師、看護師等医療従事者数については、医療ニーズに適切に対応するために、救急医療や高度専門医療等への対応、医療の質と安全の向上を図るため職員の増員を行った。</p> <p>【採用実績】 医師13名、コメディカル16名、看護師25名</p> <p>2. 技能職の離職後の不補充並びに非常勤化及び外部委託の推進 技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充とした。</p> <p>また、国府台病院においては、検査部門において一部ブランチラボ（検体検査）を導入し効率化を図っている。</p> <p>【技能職退職者数】 2名 交換手1名退職後、外部委託により不補充 ポイラー技師長1名退職後、外部委託により不補充</p> <p>4. その他の事項</p> <p>1. 職員への情報伝達 センターのミッションについては、中期計画及び年度計画を院内ホームページに掲載するとともに、センター管理会議、管理診療会議（国府台）、教授会（看護大学校）を通じ（各職場部下職員への周知）計画の概要を説明し、また毎月月次決算の状況や年度計画進捗状況の報告を行い、職員への周知を図っている。</p> <p>また、月次決算や患者数の状況については、院内ホームページに掲載し情報伝達を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※センター管理会議への参加対象者 研究部門 ・ 室長以上 診療部門 ・ 医師：医長以上 ・ 看護師：師長以上 ・ コメディカル：副長以上 事務部門 ・ 専門職以上 <p>2. NCGM提案箱の設置による業務改善の推進 職員1人1人がセンター運営に関わるという意識改革を進めながら、センター運営を充実発展させることを目的とし、センターで働く職員（派遣・委託職員等を含む。）からセンター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、平成22年度より引き続き各事業所に『提案箱』を設置している。また、提案箱の設置に当たっては、全職員宛一斉メールにより周知を行った。</p> <p>【設置場所】 戸山地区：企画経営部企画経営課内 国府台地区：事務部管理課内 清瀬地区：事務部総務課内</p> <p>なお、提出された提案については提案内容を集約し、企画戦略室会議に報告するとともに実施の可否や対応策を検討し、センター運営への反映につなげた。</p>

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標

中期計画

平成23年度計画

平成23年度の業務の実績

			<p>3. 企画戦略室会議の開催 センターのミッション達成に向けて、日常業務に係る種々の課題への対応や適正な業務執行の管理等を適切に取り組みることが必要であり、それらの企画立案と方針案決定及び進捗管理等を効率的・効果的に行うため、企画戦略室会議を月2回のペースで行った。</p> <p>会議においては、種々の課題等に対して基本的考え方・方針を明確にすることにより、自律的・自発的に取り組むことを基本とし、理事会審議事項に係る検討、総長等からの指示事項の検討、NCGM提案箱など個別具体的な対応策の検討を行った。</p> <p>4. 広報活動の推進 センターの使命や役割、業務等について、広く国民の理解が得られるようセンターホームページにて中期目標、中期計画、年度計画等の情報公開や、調達情報、募集案内等のインフォメーションおよび当センターのトピックスの随時更新を行う等、積極的な広報・情報発信を行った。</p> <p>また、東日本大震災においては、当センターは医療面において長期的組織的に災害支援を表明し、その支援活動の状況等を積極的にホームページ、センター内掲示板に掲載し、情報発信、情報提供を行った。</p> <p>更に、センターにおける研究等についても、積極的にプレスリリースを行い情報提供に努めた。</p> <p>【プレスリリース件数】 平成22年度 1件 → 平成23年度 9件</p> <p>5. 重点アクションの策定・周知 センターのミッションの実現に向けて、アクションプランとしての中期計画・年度計画による具体的な取り組みに加えて「Toward the Evolution ～進化を目指して～」とする重要項目による重点アクションを平成23年12月に策定し平成24年1月年頭に全職員に周知した。</p>
--	--	--	--